

成田市地域防災計画

令和2年度修正（素案）

共通編－総則
共通編－災害予防計画
共通編－災害復旧・復興計画

成田市防災会議

目 次

第1章 総則	共-1
第1節 計画の目的及び構成	共-1
1 計画の目的及び位置づけ	共-1
2 計画の構成	共-2
3 市各部災害対応マニュアル等の作成	共-3
4 計画の習熟	共-3
第2節 計画の基本的な考え方	共-4
1 減災を重視した防災対策の方向性	共-4
2 防災体制の強化	共-4
3 地域防災力の向上	共-5
4 個別対策の推進	共-6
5 計画に基づく施策の推進及び見直し	共-6
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共-7
1 成田市	共-7
2 千葉県	共-7
3 指定地方行政機関	共-8
4 自衛隊	共-10
5 指定公共機関	共-11
6 指定地方公共機関	共-12
7 公共的団体	共-13
8 住民及び事業者等	共-14
第4節 成田市の地勢概要	共-15
1 自然環境	共-15
2 社会環境	共-18
3 災害履歴	共-19
第5節 計画の前提条件	共-24
1 想定地震と被害想定	共-24
2 風水害等	共-34
第6節 減災目標	共-38
第2章 災害予防計画	共-39
第1節 防災意識の向上	共-39
1 防災教育	共-39
2 自主防災体制の強化	共-39
3 防災訓練の充実	共-42
4 防災広報の充実	共-43
5 過去の災害教育の伝承	共-43
第2節 地盤災害の予防	共-44
1 土砂災害の防止	共-44
2 液状化対策	共-46
3 地盤沈下防止	共-47
第3節 水害の予防	共-48
1 河川等の整備	共-48
2 水防施設の整備	共-48

3 流出抑制対策の推進	共-48
4 水防体制の強化	共-49
5 下水道施設等の整備	共-49
6 農作物等の水害予防対策	共-49
7 避難体制の整備	共-50
8 道路、電力施設、通信施設の水害対策	共-51
第4節 風害の予防	共-53
1 台風・竜巻等に関する知識の普及	共-53
2 農作物等の風害防止対策	共-54
3 電力施設風害防止対策	共-54
4 通信施設風害防止対策	共-54
第5節 雪害の予防	共-55
1 道路雪害防止対策	共-55
2 農作物等の雪害防止対策	共-55
3 電力施設雪害防止対策	共-55
4 通信施設雪害防止対策	共-56
第6節 都市防災	共-57
1 火災の防止	共-57
2 消防力の強化	共-58
3 建築物不燃化の促進	共-59
4 防災空間の整備・拡大	共-60
5 市街地の整備	共-60
6 道路及び交通施設の安全化	共-60
7 建築物等の耐震化	共-61
8 ライフライン施設等の耐震化	共-62
第7節 防災体制の整備	共-65
1 市の防災体制の整備	共-65
2 応援協力体制の整備	共-68
3 飲料水の給水体制の整備	共-69
4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	共-69
5 応急医療体制の整備	共-70
6 緊急輸送の環境整備	共-71
7 ボランティア活動環境の整備	共-72
8 廃棄物処理体制の整備	共-73
9 罹災証明書の交付体制の確立	共-74
第8節 避難体制の整備	共-76
1 避難所等の指定・整備	共-76
2 避難路の整備	共-79
3 避難体制の整備	共-79
第9節 情報収集伝達体制の整備	共-81
1 施設・設備の整備	共-81
2 情報連絡系統・担い手の確保	共-82
第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備	共-84
1 避難行動要支援者に対する対応	共-84
2 要配慮者全般に対する対応	共-86

3 社会福祉施設等における防災対策	共-87
第1 1節 帰宅困難者等対策	共-88
1 一斉帰宅の抑制	共-88
2 帰宅困難者の安全確保	共-88
第1 2節 大規模事故対策	共-90
1 大規模火災対策計画	共-90
2 林野火災対策計画	共-92
3 危険物等事故対策計画	共-93
4 航空機事故対策計画	共-95
5 鉄道事故対策計画	共-96
6 道路事故対策計画	共-96
7 放射性物質事故対策計画	共-97
8 大規模停電事故灾害対策計画	共-99
第3章 災害復旧・復興計画	共-102
第1節 住民生活安定のための緊急措置	共-102
1 被災者支援に関する情報提供等	共-102
2 税等の減免等	共-102
3 災害弔慰金の支給等	共-103
4 生活福祉資金の貸付け	共-103
5 郵便物の特別取扱い等	共-104
6 雇用の確保	共-104
7 公共料金の特例措置	共-104
8 災害公営住宅の建設等	共-104
9 災害応急資金の融資	共-105
10 義援金品の保管及び配分	共-105
11 被災者生活再建支援金の支給	共-106
12 災害相談の実施	共-107
第2節 生活関連施設の復旧事業	共-108
1 災害復旧事業	共-108
2 国の財政援助等	共-108
第3節 災害復興計画	共-110
1 復興まちづくり	共-110
2 特定大規模災害時の措置	共-111

第1章 総則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的及び位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、成田市防災会議が作成する計画であって、成田市（以下「市」という。）の地域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

災害時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であることから、市民、自治会、自主防災組織、事業者等の取り組むべき役割を明らかにし、地震災害、風水害及び大規模事故の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

■本計画の目的

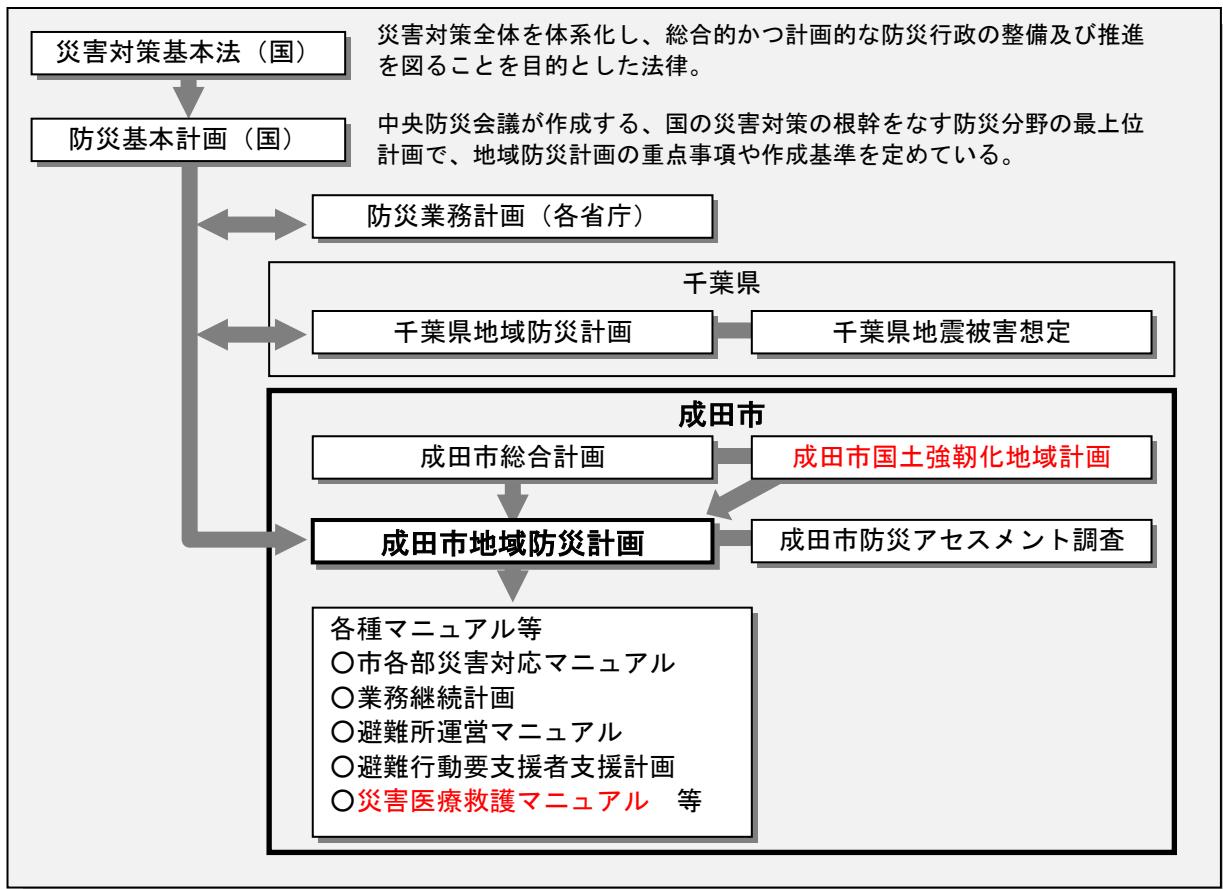
成田市、防災関係機関及び市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと、災害時の適切な防災活動を定め、これにより、市域及び市域に存する人々の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

本計画と関連する計画等との関係は、以下の図のとおりである。本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づけている。

なお、市及び各防災関係機関は、本計画と各防災関係機関の防災業務計画等の整合をとり、相互に効果的な取組を推進する。

<資料編1-1 成田市防災会議条例>
<資料編1-2 成田市防災会議委員一覧表>

■本計画と関連する計画等の関係



2 計画の構成

本計画は、総則、災害予防計画及び災害復旧・復興計画をまとめた「共通編」、震災対策計画、風水害等対策計画、大規模事故対策計画、東海地震に係る周辺地域としての対応計画をまとめた「災害応急対策編」、関連する参考資料をまとめた「資料編」の3編で構成する。

■成田市地域防災計画の構成

編	章	内容
共 通 編	総 則	計画の基本方針等
	災 害 予 防 計 画	災害に備えて平常時に実施する予防計画
	災害復旧・復興計画	災害後の復旧・復興計画
災 害 応 急 対 策 編	震 災 対 策 計 画	地震災害時の応急対策
	風水害等対策計画	風水害・土砂災害・雪害発生時の応急対策
	大規模事故対策計画	航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物等事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、 大規模停電事故災害対策計画
	【附編】東海地震に 係る周辺地域として の対応計画	総則、各種情報発令時の対応措置、住民の措 置
資 料 編	資料集、様式集	

3 市各部災害対応マニュアル等の作成

(1) 市各部災害対応マニュアル等

市の災害対策本部を構成する各部（以下「市各部」という。）は、本計画に定める事務分掌の実施に関し、それぞれの責務が十分果たせるようにマニュアルをあらかじめ定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制の整備を図る。

本計画における個別施策を具体化し整理する必要がある場合は、個別計画や個別マニュアルを策定する。

(2) 業務継続計画

大規模な災害が発生した場合、その影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約され行政機能が低下することが予想される。そのため、非常時優先業務（実施すべき応急・復旧業務及び継続する必要性の高い通常業務）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や業務開始目標時間を定める等の必要な措置を講ずることが重要である。市は、大規模災害時にも適切な業務執行を図るために、上記の検討をとりまとめた計画として成田市業務継続計画を策定する。

4 計画の習熟

市各部及び防災関係機関等は、この計画の遂行に当たり、それぞれの責務が十分果たせるように、平素自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実働又は図上訓練その他の方法により、本計画及び市各部災害対応マニュアル等の習熟を図る。

第2節 計画の基本的な考え方

1 減災を重視した防災対策の方向性

住民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、行政上最も重要な施策である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大な津波により多くの犠牲者の発生、行政機能の喪失、東日本全土に及ぶ広域的な被害、原子力発電所の事故、長期に及ぶ避難など、これまでの想定を超える被害と影響を及ぼした。東日本大震災の教訓から、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。そして、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

2 防災体制の強化

(1) 庁内体制の強化

災害時には、発災直後の初動対応の遅れが被害拡大の大きな要因となることから、市は、災害発生初動期から迅速かつ円滑に災害対応に当たり、復旧・復興期まで長期継続的に取り組むことが求められる。以上を踏まえ、市は、以下のとおり強化を進めていく。

ア 平常時から職員の役割分担を明確化するとともに、各課において、職員の防災意識の高揚、迅速な災害対応を実施するために、防災担当者を選出する。

イ 市の災害対策本部活動の中心的な役割を担う「対策本部事務局」について、平常時から対策本部事務局の活動を定める。

ウ 市各部は、災害発生初動期の活動から、応急・復旧の活動までを明確にした市各部災害対応マニュアル（以下「市各部マニュアル」という。）を作成する。

エ 全職員に対して、災害対応における責務や役割を理解させ、定期的な防災教育や防災訓練を実施する。

(2) 各地区の防災活動の促進

災害発生初動期において、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、住民が、各地区的特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を実施することが重要となる。特に、「自主防災組織の結成促進」「自主防災組織どうしの連携」及び「住民を主体とした避難所運営活動の促進」を重点的に推進する。

(3) 指定緊急避難場所の選定、指定避難所の開設運営に係る対応の強化

指定緊急避難場所は、安全性並びに地域性等を考慮したうえで、住民に分かりやすく、より避難に適した場所を選定する。

また、指定避難所は、地域が主体となった自主的な避難所運営ができるよう、避難所開設・運営の支援体制を整備するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性の避難生活に配慮した物品の確保、避難所運営への女性の参画等を推進する。

令和2年における新型コロナウィルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災政策を推進する。

(4) 住民への情報発信の強化・推進

災害時に住民に迅速かつ的確な行動を促すため、住民のニーズに適応した柔軟な情報発信ができる体制を構築する。また、情報発信の手段として、防災行政無線、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）等の多様な通信手段を確保し、有効な活用方法を検討する。

3 地域防災力の向上

災害時には、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする「自助」の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、住民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

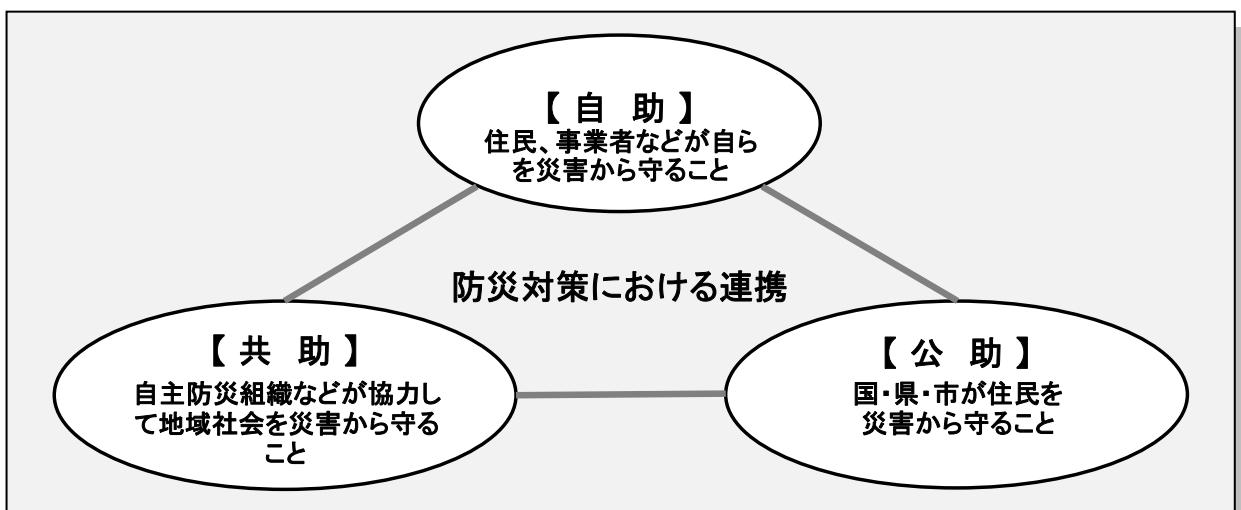
熊本地震等の過去の災害では、多くの家屋が損壊し、復旧に多大な時間と費用を要したことから、平常時から耐震化や家具固定等の事前の備えと合わせて、万が一被災した場合でも、一定の保証が得られるための住民への地震保険・共済の加入が重要となっている。こういった「自助」の取組の普及啓発を進める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっているが、例えば、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を住民が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながりが大きく貢献している。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が懸念されているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった「共助」の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や地域において「共助」の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間事業者と市・県との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間事業者との協定締結による連携強化が進んできており、市は、各種団体、民間事業者との物資供給に関する協定を締結するなど、様々な分野での連携が進んでいる。これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間事業者の力を最大限發揮するための取組を促進する。

このように、地震や風水害等の様々な災害の予防、応急対策、復旧・復興の各段階で、自助・共助・公助が一体となって防災活動ができるよう平常時から市内全域の防災力の向上を図る。

■ 「自助」「共助」「公助」一体となった地域の防災力



4 個別対策の推進

(1) 帰宅困難者対策の推進

災害時には、鉄道等交通機関の運行に支障が生じることで、市内各駅の周辺は多数の帰宅困難者・駅前滞留者が発生することが予想される。そのため、帰宅困難者対策として、関係機関が共通した認識のもと対応に当たることが重要であることから、鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、住民、警察、消防機関等との協力体制を確立し、連携して対策を進める。

(2) 減災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震対策、液状化対策、土砂災害対策などの都市防災対策を進めるとともに、ハード対策に過度に依存せず、「減災」の観点からのソフト対策の強化を進める。

(3) 要配慮者対策の推進

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者）、視覚障がい者、聴覚障がい者、言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報入手の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

高齢化が進展している状況から、今後さらなる対策の充実が求められていることから、市は、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講ずる。

(4) 男女共同参画の視点の推進

東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。そのため、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対応を促進するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

(5) 備蓄・物流対策の強化

県が主体的に被災市町村を支援する「プッシュ型」の物資支援にも対応ができるよう、市は、物資の集配拠点の確保や輸送・仕分け・供給体制の整備を推進し、円滑な受援を可能にする体制を構築する。

(6) 大規模広域災害対策の推進

広域で甚大な災害の発生に備え、災害時相互応援協定を締結した遠方の自治体との連携や、受援についての方策を検討し、円滑な応援・受援体制の確立を図る。

また、被災地からの市域を越える避難者の対策についても、併せて検討する。

5 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正する。したがって、市各部及び防災関係機関は、自己の所管する事項について検討し、修正の必要がある場合は、計画修正案を成田市防災会議に提出する。また、防災会議を通じて、関係機関との連携を深め、災害への取組状況等を確認するため、毎年防災会議を開催する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市の災害対策を実施するに当たり、市、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、自主防災組織、事業者等は、おむね以下の事務又は業務等を処理する。

1 成田市

- (1) 成田市防災会議及び成田市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と、情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (12) 被災施設の復旧に関すること。
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。

2 千葉県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
- イ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
- エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
- オ 噴火警報等の伝達に関すること。

(2) 関東財務局千葉財務事務所

ア 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。

イ 融資関係

- ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること。
- ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。

ウ 国有財産関係

- ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
- ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
- ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。
- ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。
- ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。
- ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。

エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- ① 災害関係の融資に関すること。
- ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること。
- ③ 手形交換、休日営業等に関すること。
- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。
- ⑤ 営業停止等における対応に関すること。

(3) 関東信越厚生局

- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- イ 関係職員の派遣に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること。
- ウ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。

- オ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。
- カ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
- キ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。
- ク 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。
- ケ 被害農業者に対する金融対策に関すること。

(5) 関東森林管理局

- 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

(6) 関東経済産業局

- ア 生活必需物資、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- ウ 被災中小企業の振興に関すること。

(7) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- イ 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

(8) 関東運輸局

- ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- イ 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- エ 災害時における応急海上輸送に関すること。
- オ 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。

(9) 関東地方整備局

ア 災害予防

- ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ② 通信施設等の整備に関すること。
- ③ 公共施設等の整備に関すること。
- ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
- ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。
- ⑦ 豪雪害の予防に関すること。

イ 災害応急対策

- ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。
- ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。
- ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- ④ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。
- ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。
- ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

ウ 災害復旧

- 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること。

(10) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

(11) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
- ウ 地殻変動の監視に関すること。

(12) 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること。
- ウ 災害時における気象観測資料の提供に関すること。

(13) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

(14) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

(15) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関するこ

と。

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

- ア 電気通信施設の整備に関すること。
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(2) 日本赤十字社千葉県支部

- ア 医療救護に関すること。
- イ こころのケアに関すること。
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
- エ 血液製剤の供給に関すること。
- オ 義援金の受付及び配分に関すること。
- カ その他応急対応に必要な業務に関すること。

(3) 日本放送協会

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
- エ 被災者の受信対策に関すること。

(4) 東日本高速道路(株)

- ア 東日本高速道路の保全に関すること。
- イ 東日本高速道路の災害復旧に関すること。
- ウ 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

(5) 成田国際空港(株)

- ア 災害時における空港の運用に関すること。
- イ 空港施設及び航空機事故に対する防災対策に関すること。
- ウ 帰宅困難者対策に関すること。

(6) 東日本旅客鉄道(株)

- ア 鉄道施設の保全に関すること。
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- ウ 帰宅困難者対策に関すること。

(7) 日本貨物鉄道(株)

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

(8) 東京ガス(株)

- ア ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関すること。
- イ ガスの供給に関すること。

(9) 日本通運(株)千葉支店

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(10) 東京電力パワーグリッド(株)

- ア 災害時における電力供給に関すること。
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) KDDI（株）、ソフトバンク（株）

- ア 電気通信施設の整備に関すること。
- イ 災害時における通信サービスの提供に関すること。
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(12) 日本郵便（株）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - ④ 被災者救援団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
 - ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

(13) 福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）

- 災害時における物資の輸送に関すること。

6 指定地方公共機関

(1) (一社) 千葉県LPガス協会

- ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

(2) 京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）

- ア 鉄道施設の保全に関すること。
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- ウ 帰宅困難者対策に関すること。

(3) 日本航空（株）、全日本空輸（株）

- ア 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- イ 旅客の安全確保に関すること。

(4) (公社) 千葉県医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること。
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

(5) (一社) 千葉県歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること。
- イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

(6) (一社) 千葉県薬剤師会

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

(7) 千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエム

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

(8) (一社) 千葉県トラック協会、(一社) 千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

7 公共的団体

(1) (公社) 印旛市郡医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること。
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
- ウ 遺体の検視の協力援助に関すること。

(2) (公社) 印旛都市歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること。
- イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
- ウ 遺体の検視の協力援助に関すること。

(3) (一社) 印旛都市薬剤師会（成田市薬剤師会）

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- ウ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること。

(4) (一社) 千葉県助産師会

- ア 助産活動に関すること。
- イ 助産師会と助産師との連絡調整に関すること。

(5) (公社) 千葉県柔道整復師会

- ア 医療活動に関すること。
- イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること。

(6) (福) 成田市社会福祉協議会

- ア 要配慮者の支援に関すること。
- イ 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

(7) 成田市農業協同組合

- ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- イ 農作物等災害応急対策の指導及び被災農家に対する融資等のあっせんに関すること。
- ウ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- エ 農産物の需給調整に関すること。

(8) 病院等医療施設

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- エ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

(9) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- イ 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること。
- ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること。
- エ 被災施設の災害復旧に関すること。

(10) 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

(11) 社会福祉施設

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

(12) 危険物取扱施設等の管理者

- ア 安全管理の徹底に関すること。
- イ 防護施設の整備に関すること。
- ウ 災害時における防災活動に関すること。

8 住民及び事業者等

(1) 住民

- ア 自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災活動を自発的かつ積極的に行うとともに、情報の収集及び食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。
- イ 地域において消防団、水防団、自治会、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

(2) 事業者

- ア 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災活動を自発的かつ積極的に行うよう努めること。
- イ 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
- ウ 事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

(3) 自主防災組織

- ア 住民の生命及び身体を守るための防災活動を主体的かつ積極的に行うよう努めること。
- イ 市及び県が行う防災対策に協力するよう努めること。

(4) ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして防災活動の体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第4節 成田市の地勢概要

1 自然環境

(1) 位置と概要

■市の位置及び面積

成田市役所	北緯 35° 46' 36"	東経 140° 19' 06"
成田市面積	213.84km ²	東西 20.1km 南北 19.9km

■隣接市町

東：多古町・香取市	西：栄町・印西市
南：酒々井町・富里市・芝山町	北：茨城県河内町・神崎町

(2) 地形・地質

市の地形は、おおむね平坦な丘陵地で、南部及び東部から北部及び西部に向かって低くなっている。南部及び東部の台地と北部及び西部の低地に大別される。

平均標高は 20m 前後で、最高部は標高 42m の南三里塚地先、最低部は 0.5m の利根川となっている。根木名川水系や印旛沼の水系から入る浸食谷によって複雑な地形となっている台地部では、山林と畠が混在し、また、利根川、根木名川、荒海川、印旛沼の周辺には水田が広がっている。

台地は、下総台地と呼ばれ、地表より 3～6m の厚さで赤褐色の関東ローム層が堆積している。これは、富士山や箱根火山の噴火による火山灰が堆積したものである。

関東ローム層の下位には黄褐色の砂層と小砂利混じりのいわゆる成田層と呼ばれる厚い砂層が堆積している。低地は、沖積低地と呼ばれ、河川によって運ばれた砂や泥が堆積して形成されたものである。特に、台地に樹枝状に入り込んでいる谷には、腐植土が堆積し、湿潤な環境にある。

■微地形区分

微地形区分	特徴
下総上位段丘	約 12～13 万年前に形成された平坦面で、下位より成田層(砂層)、常総粘土層、関東ローム層が分布している。
下総下位段丘	約 8 万年前に形成された平坦面で、下位より成田層、竜ヶ崎砂層、常総粘土層、関東ローム層が分布している。下総上位段丘とは区別にくい。
谷底平野	台地の開析谷の谷底で、ほとんどが河川上流部の小谷である。流域内の地質（関東ローム層や成田層）が細粒で、河床勾配が緩いため、泥質～腐植土質の堆積物が主体となっている。
盛土地	台地平野のうち盛土によって造成された土地。盛土厚が約 5m 以下の地形を主体とする。
埋谷地（深い盛土）	谷底平野を大量の土砂で埋め、原地形がわからなくなっている土地。盛土厚は 10m 以上になるところもある。
切土地	台地を削って造成した平坦地で、台地を構成している地質（常総粘土層や成田層）が露出している。
埋立地	湖沼周辺の干拓、河川改修により埋め立てられた土地。腐植土質の粘性土や砂かなり、軟弱な地盤である。
堤防・道路・鉄道盛土	線状に細長くのびた盛土地である。盛土の天端は、道路や鉄道になっている。高い盛土部は重力式擁壁やもたれ擁壁となっている。

(3) 地盤

市の地盤は、地形と同様、台地と低地の 2 種類に分類される。

台地は、低地に比べて地震時の液状化が起こりにくく、標高が高いため水害の危険性も

低い。ニュータウン地区を中心とする人口の集中している区域がこれに当たる。低地は、台地に比べて地盤の持つ強度が低く、地下水位も高いのが特徴であり、旧村部や下総地区がおおむねこれに当たる。

(4) 市内を流れる主な河川

市内には、利根川水系の11の一級河川と3の二級河川、10の準用河川が流れている。市を通過する主な河川は以下のとおりである。

■市内を流れる主な河川

河川名	管理延長(km)	河川全体流域面(km ²)	水源地	流末地	堤防敷(千m ²)
一級河川	利根川	9.4	16,840 群馬県みなかみ町大水上山	銚子市 (太平洋流出点)	-
	根木名川	16.2	86.8 富里市根木名	成田市新川 (利根川合流点)	1,091
	派川根木名川	3.3	33.1 成田市荒海	成田市滑川 (利根川合流点)	231
	大須賀川	2.2	63.2 成田市前林	香取市佐原口 (利根川合流点)	-
	尾羽根川	3.5	27.2 成田市川上	成田市水掛 (派川根木名川合流点)	70
	荒海川	4.6	11.0 成田市十余三	成田市芦田 (根木名川合流点)	315
	小橋川	4.8	10.4 成田市郷部	成田市新妻 (根木名川合流点)	226
	取香川	4.9	25.3 成田市取香	成田市寺台 (根木名川合流点)	296
	十日川	5.0	15.3 成田市長沼	成田市安西 (利根川合流点)	162
	派川十日川	1.7	- 成田市北羽鳥	成田市新川 (根木名川合流点)	51
	竜台川	1.9	6.3 栄町竜角寺	成田市竜台 (利根川合流点)	46
二級河川	栗山川(流域面積292.3km ²)、木戸川(同24.29km ²)、境川(同27.9km ²)				
準用河川	松崎川(管理延長0.8km)、米野川(同1.1km)、上小橋川(同0.1km)、江川(同3.2km)、長津川(同1.8km)、東和田川(同0.4km)、淨向川(同4.4km)、大須賀川(同5.8km)、下田川(同3.1km)、天昌寺川(同3.0km)				

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）、成田土木事務所、成田市HP

特出すべき事項は、以下のとおりである。

ア 利根川

利根川は、市北部の印旛郡栄町境から香取郡神崎町境に至る約9.5kmが利根川に接している。過去何回か堤防決壊により大きな被害が発生しているが、堤防の改修工事等により明治43年以降、利根川の堤防決壊による被害は発生していない。

本川の計画高水流量は9,500m³/sであるが、これに対応できるよう整備中である。

イ 根木名川

根木名川は、富里市根木名地先にその源を発し、北に流れ、成田市寺台地先で取香川、新妻地先で小橋川が合流し、緩勾配にて長沼平野を流下する。平野部では荒海川、十日川が合流し、根木名川を分派し、利根川（銚子河口上流58km）に合流する。

ウ 十日川

十日川は、市内豊住地区長沼より安西に至り、利根川に合流する河川で、その延長は約5,000mである。

(5) 市内の主な池沼

市内の主な池沼は以下のとおりである。

市の西部6,800mが印旛沼に接し、過去においては、印旛沼の増水等による被害もあったが、現在、水資源機構による印旛沼干拓工事並びに京葉工業地帯の水資源供給工事が完了したため、水害は、発生しにくくなっている。

■市内の主な池沼

池沼名	所在地	面積概数(千m ²)
北印旛沼	成田市、印西市、栄町	6,260
坂田ヶ池	成田市大竹	37
バタ池	成田市南平台	3
西池	成田市吉倉	5
浅間池	成田市松崎	12

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）

(6) 気象

千葉県の太平洋に面する地域では黒潮暖流の影響を受け比較的温暖であるが、市はやや内陸に位置することから県内では比較的寒冷な地域であり、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しい。また、夏季から秋季に当たっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

年平均気温は、最高が25°C、最低が4°C程であり、月別にみると最高は8月、最低は1月となっている。年間降水量は、1,500mm程で、月別にみると台風の影響の大きい9～10月で多くなっている。

■過去10年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間：2009～2018年）

区分年	気温(℃)			平均湿度(%)	年間降水量(mm)	風速(m/s)
	平均	最高	最低			
平成21	15.5	33.2	-2.6	72.1	1,535	31.5
22	15.6	36.3	-5.1	78.2	1,733	26.3
23	15.3	36.2	-5.6	74.8	1,338	25.4
24	14.7	35.1	-5.8	74.7	1,526	26.1
25	14.8	36.9	-8.9	72	1,529.5	23.7
26	14.6	35.5	-8.1	73	1,447.5	17.5
27	15.2	36.8	-7.2	75	1,327.0	17.0
28	15.3	36.0	-6.5	76	1,596.0	27.8
29	14.7	35.1	-7.4	74	1,405.5	21.6
30	15.7	36.7	-7.7	76	1,295.0	19.2

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）

2 社会環境

(1) 人口

ア 市の人口

市の人口は、昭和 45 年では、48,983 人、10,729 世帯であり、1 世帯当たりの人口は 4.6 人であった。平成 12 年においては、94,163 人、37,031 世帯で、1 世帯平均は 2.5 人となっている。これらを比較すると、おおむね人口は倍増し、一方 1 世帯当たりの人口は半減している。その後、平成 18 年 3 月 27 日 1 市 2 町による合併などにより、人口 120,534 人、世帯数 49,134 世帯まで増加し、平成 31 年 3 月 31 日現在、人口 132,883 人、世帯数 62,582 世帯となっている。

イ 地区別人口

市の地区別人口を次に示す。市の人口を地区別でみると、**公津地区**が最も人口が多く、市人口の **24.3%**を占め、次いで**ニュータウン地区**、成田地区、遠山地区、大栄地区、下総地区の順になっている。

また、地区別人口を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者の割合は、全市 **22.5%**に対し豊住地区、**中郷地区**、**八生地区**、下総地区、**大栄地区**ではそれぞれ **40.7%、39.0%、37.2%、36.7%、31.9%**であり、30%を上回る高齢化率となっている。

■地区別人口

地区	15 歳未満 (人)	15~64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	合 計 (人)	世 帯 数	地区別人口 比率 (%)	高齢化率 (%)
成田地区	2,405	14,134	4,114	20,653	11,025	15.5	19.9
公津地区	5,550	21,809	4,930	32,289	14,572	24.3	15.3
八生地区	305	1,741	1,214	3,260	1,409	2.5	37.2
中郷地区	111	654	489	1,254	489	0.9	39.0
久住地区	1,069	2,849	1,046	4,964	1,881	3.7	21.1
豊住地区	103	935	713	1,751	733	1.3	40.7
遠山地区	2,513	13,352	3,283	19,148	10,017	14.4	17.1
ニュータウン地区	4,159	19,564	8,132	31,855	14,969	24.0	25.5
下総地区	586	3,642	2,451	6,679	2,845	5.0	36.7
大栄地区	993	6,514	3,523	11,030	4,642	8.3	31.9

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年 12 月）

ウ 外国人登録者数

市の外国人**住民**登録者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在では **5,637** 人であり、国籍別にみると、**フィリピン**が最も多く市全体の **15.8%**を占め、次いで**中国、ベトナム、ネパール**の順になっている。

エ 昼間人口

平成 27 年国勢調査による昼間人口は、**162,211** 人となっており、昼間人口が非常に多いのが特徴である。

市外への流出人口は、県外である東京都心部への流出が最も多く流出人口の **15.7%**を占め、次いで千葉市、富里市の順になっている。

(2) 土地利用

市は、古くから印旛沼、利根川、根木名川等の河川周辺の低地部を水田として、起伏に富んだ台地部は、畑や山林として利用してきた。また、成田地区、宗吾地区、三里塚地区には市街地が形成されてきた。

現在では、空港関連事業者の集積や、工業団地の造成、首都圏への通勤エリアの拡大による住宅地等の造成により土地利用も大きく変化している。平成28年における土地利用の割合は、以下のようなになっている。

■土地利用の割合

	総数	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
面積(km ²)	213.84	43.62	33.36	26.94	39.56	5.13	44.48	0.43	20.31
割合(%)	100	20.4	15.6	12.6	18.5	2.4	20.8	0.2	9.5

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）

(3) 建物

平成31年1月現在、市には建物が56,452棟存在し、構造別の建物棟数及び割合は、以下のようになっている。木造建物が全体の約78%を占めている一方、火災に対して耐性を持つ鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物が5,330棟で全体の9.5%程度となっている。

■構造別の建物棟数及び割合

	総数	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他
棟数(棟)	56,452	43,885	1,738	3,592	7,237
割合(%)	100.0	77.7	3.1	6.4	12.8

出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）

3 災害履歴

千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）、風水害は、以下のとおりである。

■主な地震・津波災害

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	南海トラフ沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、次いで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0~7.5m、矢指戸村5.5~7.0m、岩船浦6.5~8.0m、御宿浦4.5~7.0m、沢倉村5.5~7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畠浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名

共通編 第1章 総則

第4節 成田市の地勢概要

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11~12m、保田 6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 戸流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)		東京湾 北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906. 2. 23 (明治 39 年)	139.8 34.8	安房沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治 39 年)	139.8 35.5	東京 湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治 42 年)	141.0 35.6	銚子沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の折損があった。
8	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.1 35.8	竜ヶ崎 付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数箇所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.7 35.2	浦賀 水道	6.9	5	布良で崖崩れ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5m、洲崎 4m、勝山 2.2m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半島 南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73.5 38.0	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波が起った。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畠の冠水 173ha に及んだ。
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、プロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北東部	6.0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町で水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
16	2005. 4. 11		千葉県 北東部	6.1	5 強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
	(平成17年)							
17	2005. 7. 23 (平成17年)	千葉県北西部	6.0	5弱				県内で負傷者8名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。
18	2011. 3. 11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生し、道路、上下水道等に被害が発生した。	銚子駆潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7㎢に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。	平成30年7月1日現在、死者22名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名、負傷者256名。建物全壊801棟、半壊10,154棟、一部損壊55,068棟、建物火災15件、床上浸水157棟、床下浸水731棟。水道断水177,254戸、下水道24,300戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気34万7千戸で停電。国道、県道で全面通行止め33か所、片側通行規制12か所。農業施設の損壊2,257か所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限等が発生した。
19	2012. 3. 14 (平成24年)	140.9 35.7	千葉県東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の半壊2棟、一部損壊219棟の被害がでた。銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
20	2012. 4. 29 (平成24年)		千葉県北東部	5.8	5弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみで、県内で被害は発生しなかった。
21	2018. 7. 7 (平成30年)	140.6 35.1	千葉県東方沖	6.0	5弱			被害なし
22	2019. 5. 25 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県北東部	5.1	5弱			県内で軽症者1名(千葉市)

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはマグニチュード7.0以上のものを記載

■主な風水害

区分 年月日	原因	被害総額 (千円)	被害状況						
			家屋(戸)				農業(ha)		その他 (箇所)
			全壊	半壊	床上 浸水	床下浸 水	水稻 冠水	その他	
昭和46年9月8日	台風25号	303,121	9	7	62	142	1,304		215
昭和47年9月12日	降雹による被害	182,645		331		54	190	75	7
昭和47年9月16日～17日	台風20号	15,392			4	73	0.6	1,506	20
昭和47年12月24日	大雨による被害	120			2	17			
昭和48年10月28日	大雨による被害				1	34			
昭和48年11月10日	大雨による被害					38			
昭和50年7月4日	大雨による被害								1
昭和50年10月5日	台風13号				1	10			2
昭和52年9月19日	台風11号	52,588			8	33	158		22

共通編 第1章 総則

第4節 成田市の地勢概要

区分 年月日	原 因	被害総額 (千円)	被害状況					
			家屋(戸)				農業(ha)	
			全壊	半壊	床上 浸水	床下浸 水	水稻 冠水	その他 (箇所)
昭和53年7月～9月	高温・小雨による被害	893,000						718
昭和56年10月22日	台風24号	2,000			3	28	0.1	4
昭和57年4月15日	大雨による被害				1	3		
昭和57年6月20日	大雨による被害					3		
昭和57年8月6日	台風10号	31,644						1
昭和57年9月12日～13日	台風18号	75,546			22	89	203	129
昭和57年9月25日	台風19号					10		4
昭和58年6月9日	大雨による被害				2	23		
昭和58年8月16日～17日	台風5・6号					1		
昭和58年9月29日	台風10号		1					1
昭和59年6月1日	大雨による被害					4		
昭和60年7月1日	台風6号					4	370	209
昭和61年8月4日	台風10号	7,448,150			3	18	400	4.5
昭和61年9月13日	大雨による被害				2	51		
昭和62年9月16日	台風13号					1		
昭和63年9月28日	大雨による被害	340						1
平成元年8月26日	台風17号				7	31		
平成2年11月4日	大雨による被害	8,496	1	1		30		14
平成3年9月8日	台風15号	105,272		1	194	42	338	32
平成3年9月19日	台風18号	77,012	1	1	1	33	105	107
平成3年10月10日	台風21号	316,078	1	2				23
平成5年8月26日～27日	台風11号	23,529				6	0.04	7
平成5年11月13日～14日	大雨による被害					4		7
平成6年2月12日	大雪による被害	4,000						4
平成6年7月12日～9月19日	高温・小雨による被害	182,590						242
平成6年9月17日	大雨による被害						1	
平成6年9月29日	台風29号						1	
平成8年9月22日	台風17号				1	15		
平成12年5月24日	降雹による被害	112,651			3	6	397	
平成13年8月21日	台風11号							5
平成13年9月10日	台風15号							5
平成13年10月10日	大雨による被害				1	3		35
平成14年7月10日	台風6号							1
平成14年10月1日	台風21号							7
平成15年10月13日	突風による被害				4			
平成16年10月9日	台風22号・秋雨前線に伴う大雨による被害							9
平成16年10月20日	台風23号							1
平成18年10月6日	大雨による被害	502						2
平成18年12月26日	大雨による被害	10						4
平成19年9月6日	台風9号							2
平成20年8月5日	大雨による被害					1		1
平成21年8月31日	台風11号							1
平成22年9月28日	大雨による被害							1
平成22年10月20日	土砂災害							1
平成23年9月23日	台風15号							11
平成24年4月3日	突風による被害							1
平成24年6月20日	台風4号							2

共通編 第1章 総則
第4節 成田市の地勢概要

区分 年月日	原 因	被害総額 (千円)	被害状況					
			家屋 (戸)				農業 (ha)	
			全壊	半壊	床上 浸水	床下浸 水	水稻 冠水	その他 (箇所)
平成24年10月1日	台風17号							0.13
平成25年10月16日	台風26号		3	14	16	36		51
平成26年2月8日	大雪による被害							2.5
平成27年7月3日	大雨による被害							1
平成27年9月6日	暴風による被害							9
令和元年9月9日	房総半島台風	66,499,000	448	4,694	8	42	1,999	3,150
令和元年10月12日	東日本台風	3,070,000	32	379		33		818
令和元年10月25日	10月25日大雨	5,690,000	34	1,890	173	542		457
								30

第5節 計画の前提条件

1 想定地震と被害想定

平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」において、市に影響を及ぼす4つの地震を想定し、地震動、液状化危険度、建物被害、人的被害、ライフライン被害等について予測を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理した。

(1) 想定地震

市が平成28年度に実施した成田市防災アセスメント調査は、国の評価（内閣府首都直下地震モデル検討会、平成25年12月公表）、県が実施した平成26・27年度地震被害想定調査等の新たな知見を基に、地震規模及び市との震源の距離から、市へ及ぼす影響が大きいと考えられる以下の4つの想定地震を選定した。

■想定地震

想定地震	タイプ	マグニチュード (Mw)	出典
千葉県北西部直下地震	深いプレート内	7.3	平成26・27年度千葉県地震被害想定調査で検討された（30年以内発生確率は70%であり、千葉県では防災・減災対策の主眼に置く地震）。
成田空港直下地震	フィリピン海プレート内	7.3	内閣府首都直下地震モデル検討会（平成25年12月）※で検討された（地震発生場所の推定が難しいことから、都区部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震）。
茨城県南部地震	北米プレートとフィリピン海プレートの境界	7.3	内閣府首都直下地震モデル検討会（平成25年12月）※で検討された。
成田市直下地震	浅い地殻内	6.6	内閣府首都直下地震対策専門調査会（平成17年7月）※で検討された。

※内閣府首都直下地震対策専門調査会は平成17年7月の報告をもって調査を終了し、平成24年には科学的知見に基づく首都直下地震の地震像等を検討するために内閣府首都直下地震モデル検討会が設置された。

(2) 地震動

地震動の予測結果は以下に示すとおりである。

千葉県北西部直下地震では、市の震度は5強～6強と予測される。震度6強の範囲は、利根川、根木名川沿い低地、印旛沼付近に出現している。

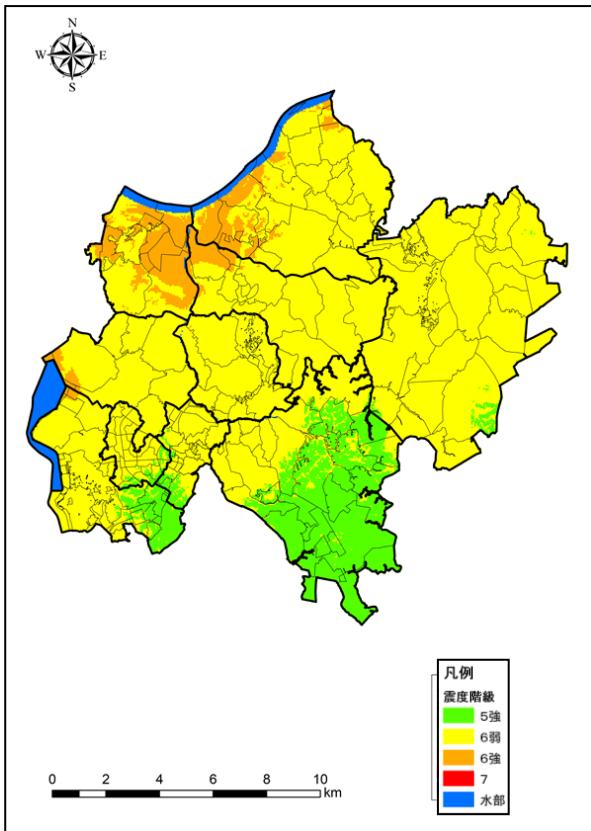
成田空港直下地震では、市の震度は6弱～6強と予測される。震度6強の範囲は、利根川、根木名川沿い低地、印旛沼付近の広い範囲で出現している。

茨城県南部地震では、市の震度は5強～6弱と予測される。想定地震の中では最も影響の小さい地震である。

成田市直下地震では、市の震度は6弱～7と予測される。市域の半分以上が震度6強の範囲となり、印旛沼付近の一部地域では震度7が出現している。

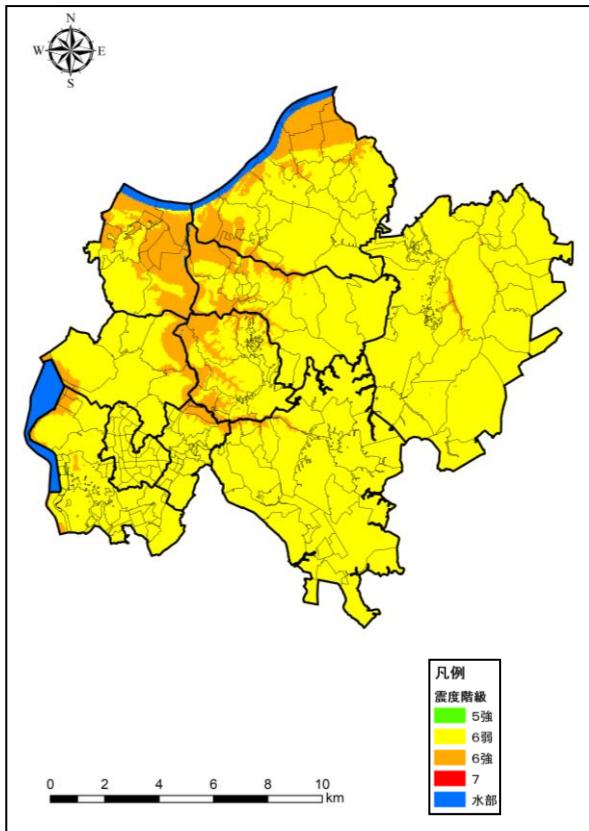
■千葉県北西部直下地震

(マグニチュード (M_w) = 7.3)



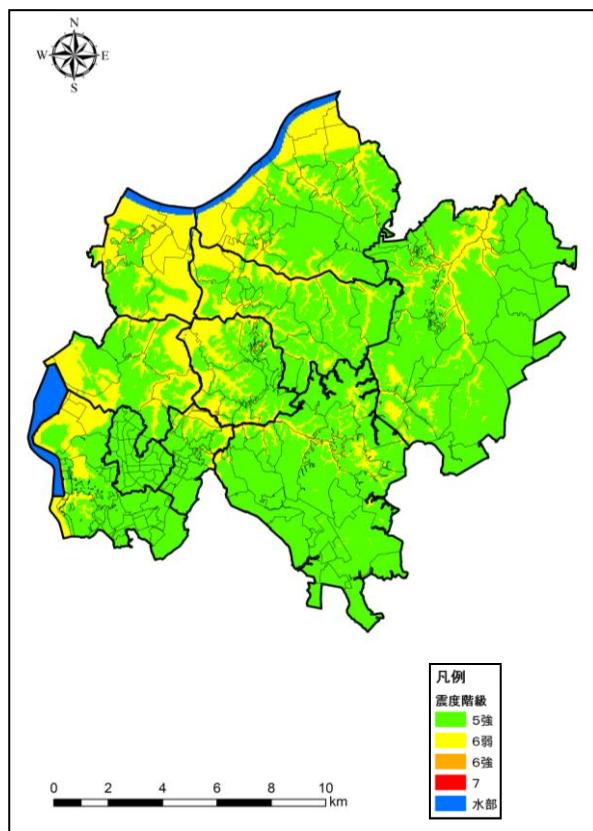
■成田空港直下地震

(マグニチュード (M_w) = 7.3)



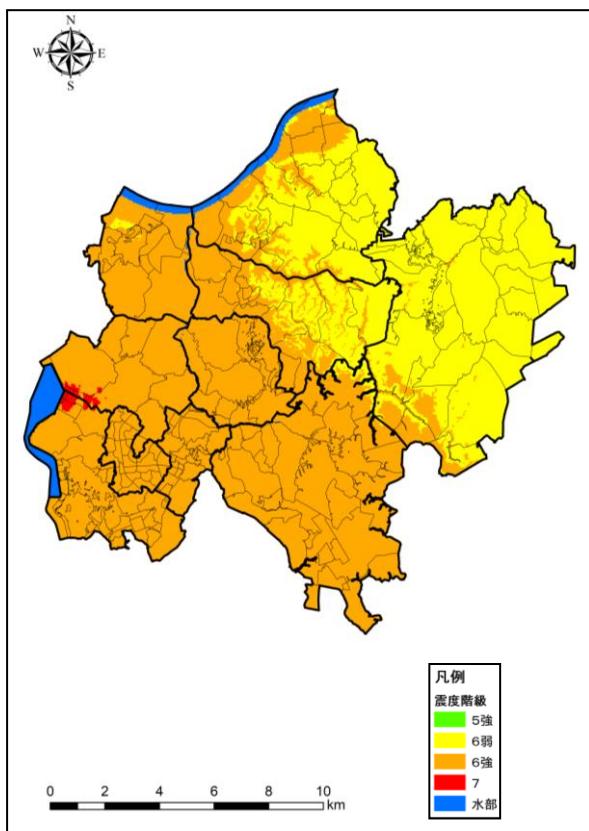
■茨城県南部地震

(マグニチュード (M_w) = 7.3)



■成田市直下地震

(マグニチュード (M_w) = 6.6)



(3) 地震被害想定結果

■千葉県北西部直下地震（マグニチュード(Mw)=7.3）

大項目	中項目	小項目	単位	千葉県北西部直下地震		
				冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
地震動	震度階級*	5 弱の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		5 強の面積	(km ²)	29.3	29.3	29.3
		6 弱の面積	(km ²)	166.9	166.9	166.9
		6 強の面積	(km ²)	14.7	14.7	14.7
		7 の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
液状化	液状化危険度	PL*>15 の面積	(km ²)	8.5	8.5	8.5
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	A*の箇所数	(箇所)	66	66	66
		B*の箇所数	(箇所)	0	0	0
		C*の箇所数	(箇所)	35	35	35
	山腹崩壊危険地区	A*の箇所数	(地区)	5	5	5
		B*の箇所数	(地区)	3	3	3
		C*の箇所数	(地区)	13	13	13
建物被害	全壊・焼失棟数		(棟)	1,032	1,032	1,032
	半壊棟数		(棟)	4,238	4,238	4,238
	出火件数	全出火	(件)	1	1	4
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒		(件)	1,288	1,288	1,288
	自動販売機の転倒		(件)	53	53	53
	転倒物		(件)	1,341	1,341	1,341
	屋外落下物が生じる建物棟数		(棟)	39	39	39
人的被害	死者数		(人)	10	10	10
	負傷者数	重傷者数	(人)	100	90	91
		軽傷者数	(人)	830	685	698
	要救助者		(人)	28	39	32
ライフライン被害	上水道被害	断水人口	(人)	23,963	23,963	23,963
		断水率		23.3%	23.3%	23.3%
	下水道被害	支障人口	(人)	2,494	2,494	2,494
		支障率		2.8%	2.8%	2.8%
	電力被害	停電軒数	(軒)	3,508	3,510	3,520
		停電率		3.6%	3.6%	3.6%
	電話被害	不通回線	(回線)	1,545	1,545	1,559
		不通率		3.1%	3.1%	3.1%
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	238	238	238
		支障率		0.8%	0.8%	0.8%
	LP ガス被害	機能支障	(戸)	3,292	3,292	3,292
		機能支障率		12.4%	12.4%	12.4%
交通施設被害	道路被害	被害箇所	(箇所)	102	102	102
	鉄道被害	被害箇所	(箇所)	111	111	111
災害廃棄物		総量	(万 t)	12.6	12.6	12.6
生活支障	避難者数	全避難者数	(人)	10,156	10,156	10,156
		避難所避難者数	(人)	6,093	6,093	6,093
		避難所外避難者数	(人)	4,062	4,062	4,062
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	46	46	46

*震度階級の面積は、GIS データに基づいて計算されており、元データや近似計算等の誤差が重なり行政面積と異なる場合がある。

*PL は液状化の被害規模を示す液状化指数を指し、PL>15 は液状化の危険性が高いと判定される。

*A、B、C は千葉県の急傾斜地等地震判定危険度ランクを指し、A は危険性が高い、B は危険性がある、C は危険性が低いと判定される。

*小数点以下の四捨五入により計が一致しない場合がある。

■成田空港直下地震 (マグニチュード(Mw)=7.3)

大項目	中項目	小項目	単位	成田空港直下地震		
				冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
地震動	震度階級	5弱の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		5強の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		6弱の面積	(km ²)	181.6	181.6	181.6
		6強の面積	(km ²)	29.4	29.4	29.4
		7の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
液状化	液状化危険度	PL [*] >15 の面積	(km ²)	9.0	9.0	9.0
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	A ^{**} の箇所数	(箇所)	66	66	66
		B ^{**} の箇所数	(箇所)	0	0	0
		C ^{**} の箇所数	(箇所)	35	35	35
	山腹崩壊危険地区	A ^{**} の箇所数	(地区)	5	5	5
		B ^{**} の箇所数	(地区)	3	3	3
		C ^{**} の箇所数	(地区)	13	13	13
建物被害	全壊・焼失棟数		(棟)	2,011	2,011	2,013
	半壊棟数		(棟)	6,341	6,341	6,341
	出火件数	全出火	(件)	1	1	5
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒		(件)	1,806	1,806	1,806
	自動販売機の転倒		(件)	74	74	74
	転倒物		(件)	1,880	1,880	1,880
	屋外落下物が生じる建物棟数		(棟)	85	85	85
人的被害	死者数		(人)	16	17	16
	負傷者数	重傷者数	(人)	198	174	174
		軽傷者数	(人)	1,273	1,050	1,061
	要救助者		(人)	66	99	79
ライフライン被害	上水道被害	断水人口	(人)	37,668	37,668	37,668
		断水率		36.6%	36.6%	36.6%
	下水道被害	支障人口	(人)	3,354	3,354	3,354
		支障率		3.7%	3.7%	3.7%
	電力被害	停電軒数	(軒)	6,656	6,656	6,673
		停電率		6.8%	6.8%	6.9%
	電話被害	不通回線	(回線)	3,245	3,245	3,266
		不通率		6.5%	6.5%	6.6%
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	3,110	3,110	3,110
		支障率		10.4%	10.4%	10.4%
	LPガス被害	機能支障	(戸)	4,535	4,535	4,536
		機能支障率		17.1%	17.1%	17.1%
交通施設被害	道路被害	被害箇所	(箇所)	107	107	107
	鉄道被害	被害箇所	(箇所)	137	137	137
災害廃棄物		総量	(万t)	24.7	24.7	24.7
生活支障	避難者数	全避難者数	(人)	18,188	18,188	18,188
		避難所避難者数	(人)	10,913	10,913	10,913
		避難所外避難者数	(人)	7,275	7,275	7,275
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	71	71	71

*震度階級の面積は、GISデータに基づいて計算されており、元データや近似計算等の誤差が重なり行政面積と異なる場合がある。

**PLは液状化の被害規模を示す液状化指數を指し、PL>15は液状化の危険性が高いと判定される。

▲A、B、Cは千葉県の急傾斜地等地震判定危険度ランクを指し、Aは危険性が高い、Bは危険性がある、Cは危険性が低いと判定される。

※小数点以下の四捨五入により計が一致しない場合がある。

■茨城県南部地震（マグニチュード(Mw)=7.3）

大項目	中項目	小項目	単位	茨城県南部地震		
				冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
地震動	震度階級	5 弱の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		5 強の面積	(km ²)	154.6	154.6	154.6
		6 弱の面積	(km ²)	56.4	56.4	56.4
		6 強の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		7 の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
液状化	液状化危険度	PL*>15 の面積	(km ²)	7.8	7.8	7.8
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	A*の箇所数	(箇所)	48	48	48
		B*の箇所数	(箇所)	18	18	18
		C*の箇所数	(箇所)	35	35	35
	山腹崩壊危険地区	A*の箇所数	(地区)	1	1	1
		B*の箇所数	(地区)	4	4	4
		C*の箇所数	(地区)	16	16	16
建物被害	全壊・焼失棟数		(棟)	162	162	162
	半壊棟数		(棟)	1,657	1,657	1,657
	出火件数	全出火	(件)	0	0	2
人的被害	死者数		(人)	3	3	3
	負傷者数	重傷者数	(人)	14	13	15
		軽傷者数	(人)	302	240	252
	要救助者		(人)	9	11	10
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒		(件)	744	744	744
	自動販売機の転倒		(件)	4	4	4
	転倒物		(件)	748	748	748
	屋外落下物が生じる建物棟数		(棟)	2	2	2
ライフライン被害	上水道被害	断水人口	(人)	8,055	8,055	8,055
		断水率		7.8%	7.8%	7.8%
	下水道被害	支障人口	(人)	1,603	1,603	1,603
		支障率		1.8%	1.8%	1.8%
	電力被害	停電軒数	(軒)	475	475	482
		停電率		0.5%	0.5%	0.5%
	電話被害	不通回線	(回線)	225	225	231
		不通率		0.5%	0.5%	0.5%
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	0	0	0
		支障率		0.0%	0.0%	0.0%
	LP ガス被害	機能支障	(戸)	1,022	1,022	1,022
		機能支障率		3.8%	3.8%	3.8%
交通施設被害	道路被害	被害箇所	(箇所)	81	81	81
	鉄道被害	被害箇所	(箇所)	89	89	89
災害廃棄物		総量	(万 t)	1.9	1.9	1.9
生活支障	避難者数	全避難者数	(人)	3,145	3,145	3,145
		避難所避難者数	(人)	1,887	1,887	1,887
		避難所外避難者数	(人)	1,258	1,258	1,258
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	33	33	33

*震度階級の面積は、GIS データに基づいて計算されており、元データや近似計算等の誤差が重なり行政面積と異なる場合がある。

*PL は液状化の被害規模を示す液状化指數を指し、PL>15 は液状化の危険性が高いと判定される。

*A、B、C は千葉県の急傾斜地等地震判定危険度ランクを指し、A は危険性が高い、B は危険性がある、C は危険性が低いと判定される。

*小数点以下の四捨五入により計が一致しない場合がある。

■成田市直下地震（マグニチュード(Mw)=6.6）

大項目	中項目	小項目	単位	成田市直下地震		
				冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
地震動	震度階級	5 弱の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		5 強の面積	(km ²)	0.0	0.0	0.0
		6 弱の面積	(km ²)	77.5	77.5	77.5
		6 強の面積	(km ²)	132.6	132.6	132.6
		7 の面積	(km ²)	0.8	0.8	0.8
液状化	液状化危険度	PL>15 の面積	(km ²)	9.9	9.9	9.9
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	A [*] の箇所数	(箇所)	66	66	66
		B [*] の箇所数	(箇所)	0	0	0
		C [*] の箇所数	(箇所)	35	35	35
	山腹崩壊危険地区	A [*] の箇所数	(地区)	5	5	5
		B [*] の箇所数	(地区)	3	3	3
		C [*] の箇所数	(地区)	13	13	13
建物被害	全壊・焼失棟数		(棟)	6,704	6,706	6,743
	半壊棟数		(棟)	10,047	10,047	10,042
	出火件数	全出火	(件)	3	3	13
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒		(件)	2,956	2,956	2,956
	自動販売機の転倒		(件)	74	74	74
	転倒物		(件)	3,031	3,031	3,031
	屋外落下物が生じる建物棟数		(棟)	458	458	458
人的被害	死者数		(人)	59	66	60
	負傷者数	重傷者数	(人)	648	594	561
		軽傷者数	(人)	2,194	2,125	1,911
	要救助者		(人)	440	742	567
ライフライン被害	上水道被害	断水人口	(人)	62,088	62,088	62,088
		断水率		60.3%	60.3%	60.3%
	下水道被害	支障人口	(人)	6,878	6,878	6,878
		支障率		7.7%	7.7%	7.7%
	電力被害	停電軒数	(軒)	19,614	19,618	19,670
		停電率		20.2%	20.2%	20.2%
	電話被害	不通回線	(回線)	11,244	11,249	11,311
		不通率		22.6%	22.7%	22.8%
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	29,997	29,997	29,997
		支障率		100.0%	100.0%	100.0%
	LP ガス被害	機能支障	(戸)	6,744	6,745	6,753
		機能支障率		25.4%	25.4%	25.4%
交通施設被害	道路被害	被害箇所	(箇所)	112	112	112
	鉄道被害	被害箇所	(箇所)	173	173	173
災害廃棄物		総量	(万 t)	81.5	81.5	81.5
生活支障	避難者数	全避難者数	(人)	39,962	39,962	39,972
		避難所避難者数	(人)	23,977	23,977	23,983
		避難所外避難者数	(人)	15,985	15,985	15,989
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	126	126	126

*震度階級の面積は、GIS データに基づいて計算されており、元データや近似計算等の誤差が重なり行政面積と異なる場合がある。

*PL は液状化の被害規模を示す液状化指數を指し、PL>15 は液状化の危険性が高いと判定される。

*A、B、C は千葉県の急傾斜地等地震判定危険度ランクを指し、A は危険性が高い、B は危険性がある、C は危険性が低いと判定される。

*小数点以下の四捨五入により計が一致しない場合がある。

(4) 被害の特徴

地震被害想定結果から、市における計画の基本方針として、地震対策の目標とする想定地震を「成田空港直下地震」と設定する。

首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告書（平成25年12月）においては、地震の発生場所の想定が難しく、都区部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震として「成田空港直下地震」を対象とした被害想定が公表されたことから、市においても、この「成田空港直下地震」を防災・減災対策の対象とする地震として設定することとした。

市内各地域における地理的特性等に基づいた、成田空港直下地震による被害の特徴は以下に示すとおりである。

■成田空港直下地震による被害の特徴（冬18時の場合）

被害項目	特徴
想定震度	<ul style="list-style-type: none">市域の1割強が震度6強の揺れとなり、それ以外は震度6弱となる。震度6強の強い揺れが生じる区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生の各地区が該当する。
液状化危険度	<ul style="list-style-type: none">液状化現象が比較的高い区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生、公津の各地区が該当する。上記の領域の土地利用は主に水田であることから、水田を中心に液状化の被害を受ける可能性がある。
土砂災害危険度	<ul style="list-style-type: none">地震時には、土砂災害危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在しているが、特に大栄地区と成田地区に多い。成田地区は狭い区域面積に、重なり合うように危険箇所が分布していることから、特に注意が必要である。大栄地区と下総地区の丘陵部では、山腹崩壊のリスクもある。
建物被害	<p>【建物被害量】</p> <ul style="list-style-type: none">地震動による市全体の建物被害量は、全壊が1,979棟、半壊が6,254棟で、全壊、半壊共にほとんどが地震動に起因する。火災による建物の焼失棟数は2棟である。 <p>【全壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none">地震動による全壊棟数は、大栄地区（427棟）、成田地区（293棟）、遠山地区（252棟）等で多くみられる。 <p>【半壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none">地震動による半壊棟数は、大栄地区（1,291棟）で顕著であり、遠山地区（898棟）、成田地区（847棟）、公津地区（783棟）も比較的多い。特に市の中枢部である成田地区は、駅や商業・業務施設、住宅等が集積立地しており、狭い道路も多いため、被害の拡大や二次災害の発生等が懸念される。 <p>【倒壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none">倒壊棟数は市全体で73棟あり、大栄地区（15棟）、成田地区（11棟）、遠山地区（11棟）で多くみられる。 <p>【出火件数】</p> <ul style="list-style-type: none">出火件数は、市全体で5件と少ない。
人的灾害	<ul style="list-style-type: none">市全体の死者数等は、死者16人、負傷者1,235人である。死者数は各地区1～3人で、ほとんどが建物倒壊によるものである。負傷の要因も、ほとんどが建物倒壊によるもので、土砂災害及び火災による負傷者は、ほぼ発生しない。負傷者数は、大栄地区（272人）に多くみられる。
ライフライン施設被害	<p>【電力被害（停電率）】</p> <ul style="list-style-type: none">発災直後の市全体の停電率は6.9%で、3日後には0%となり、停電が解消される。中郷地区（13.6%）、豊住地区（13.1%）で発災直後の停電率が高いものの、共に翌日には1.0%、3日後には0%となり、停電が解消される。 <p>【通信被害（固定電話不通回線率）】</p> <ul style="list-style-type: none">発災直後の市全体の固定電話不通回線率は6.6%で、大規模な通信支障が発生する可能性は低い。中郷地区、豊住地区で、発災直後及び1日後の不通回線率が10%を上回り、他地区よりも高い。

被害項目	特 徴
	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後から7日後までの携帯電話不通ランクは、市全域にわたりAランク（停電率・不通回線率の少なくとも一方が50%超。非常につながりにくい状態）であるが、2週間後からはDランク（停電率・不通回線率のいずれも30%未満）となり、通信障害が改善される。 <p>【都市ガス（支障率）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の都市ガス支障率は10.4%で、大規模な供給支障が発生する可能性は低い。 ・成田地区のみ、発災直後から2週間後までの支障率が20%を上回り、他地区に比べて高い。 <p>【上水道被害（断水率）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の断水率（給水人口比）は36.6%で、7日後で27.0%、1か月後で6.6%と断水が継続する。 ・発災直後の断水率は、大栄地区（79.6%）と成田地区（66.4%）が特に高く、1か月後の断水率も共に15%を上回り、断水が継続する。 <p>【下水道被害（支障率）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の支障率（処理人口比）は3.7%で、7日後には1.2%、1か月後には0%になり復旧する。 ・久住地区で発災直後の支障率が5.7%と最も高く、下総地区、大栄地区、八生地区についても約5%の支障率となっている。
交通施設被害	<p>【道路被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の被害箇所は107箇所存在し、大栄地区内の被害が23箇所と最も多く、遠山地区（18箇所）、下総地区（13箇所）も比較的多い。 ・道路種別では、市道の被害が最も多く、高速・有料道路及び一般国道の被害箇所数は少ない。 <p>【鉄道被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の被害箇所は137箇所存在し、このうち、遠山地区における被害箇所が40箇所と最も多い。 ・成田地区（20箇所）、中郷地区（20箇所）、下総地区（18箇所）、八生地区（17箇所）、公津地区（16箇所）においても、比較的多くの鉄道被害が発生する。
生活支障	<p>【避難者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後における市全体の避難者数（避難所避難者数+避難所外避難者数）は約18,200人で、1日後には約17,700人、1か月後には約7,100人と、時間の経過とともに減少する。 ・発災直後の避難者数では、成田地区が約5,400人、ニュータウン地区が約4,800人、公津地区が約3,400人と、人口の多い3地区の避難者数が顕著である。 ・避難所避難者数に対する指定避難所の充足率は、成田地区と公津地区で不足する。 <p>【帰宅困難者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内滞留者は約88,000人、そのうち帰宅困難者は約52,000人となる。 ・特に市には、成田国際空港が立地しているため、多くの帰宅困難者等の発生が懸念される。 <p>【物資の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧不足量は、市全体で1~3日目の合計が約25,900食、4~7日目の合計が約121,200食と想定されている。 ・飲料水不足量は、市の備蓄量及び家庭内備蓄量、給水車による応急給水により、1~3日目の需要量は確保されているが、4~7日目は市全体で約1,200リットル不足する。

(5) 防災課題の抽出

市における防災上の課題は以下に示すとおりである。

ア 地震災害リスクを考慮した土地利用の誘導

地震による液状化や土砂災害等の災害が発生するおそれのある区域については、都市的 土地利用への転換の抑制や農地・樹林地の適切な保全を図るなど、災害リスクを考慮した 適切な土地利用の誘導を図る必要がある。

イ 液状化対策の推進

液状化による被害の軽減を図るために、堤防、護岸、道路、ライフライン等の液状化防止 対策を推進する必要がある。

また、液状化被害を受ける可能性がある住民や事業者等に対し、危険区域や液状化に 対する基礎知識、対策工法等の周知を図る必要がある。

ウ 建築物の耐震化促進

建物被害及び人的被害のほとんどが地震動に起因することが示されている。

このため、建築物の耐震化促進が必要であり、所有者等に対して啓発や情報提供、耐震 化の支援策等の周知を推進し、建築物の安全性を確保する必要がある。

また、ブロック塀、屋外広告物等の転倒防止対策、落下物の安全対策についても推進す る必要がある。

エ ライフラインの防災対策の推進

電力、電話、ガス、上下水道は、都市機能を支える重要なライフラインであり、地震災 害に備え、万全な対策を講ずる必要がある。

電力、電話、ガスの各事業者は、施設、設備の耐震性や安全確保に努めるとともに、バ ックアップ体制及び応急復旧体制を確立し、地震発生等に際してその機能の確保に努める 必要がある。

上・下水道施設については、地震に強い管への布設替えや浄水場・配水場の耐震化を推 進し、安全性の向上に努める必要がある。

また、市は、ライフラインの遮断に備えて、補完あるいは代替する機能を広域的な視点 から検討しておく必要がある。

オ 交通施設の安全対策の推進

道路の被害は、応急対策活動全般の妨げとなるほか、成田国際空港へのアクセスが寸断 された場合は、空港が孤立する可能性もある。

このため、平常時から市道等の定期的な点検に努めるとともに、道路構造物の耐震化や 沿道建築物の耐震化・不燃化を推進し、道路被害の抑制に努める必要がある。

一方、各鉄道事業者は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確 保するため、定期点検並びに補強、取替等、施設の保守管理に努める必要がある。

カ 密集市街地の防災機能の強化

密集市街地は、ひとたび災害が発生すると、多数の人的・物的被害が発生するおそれがあ り、災害に強い都市づくりが重要課題となっている。

このため、建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、狭い道路の拡幅整備や防災 上必要となるオープンスペースの整備・確保に努める必要がある。

キ 水防活動体制の充実

地震による液状化等により、広範囲にわたって、堤防の漏水や沈下等河川管理施設が被 災するおそれがあり、余震により被災箇所が増加することも想定される。

このため、日頃から堤防等の異常の発見や漏水に備えた盛土等の対策を実施するととも

に、被災時には早期に復旧対策を実施できる水防活動体制の整備充実に努める必要がある。

ク がれき等の仮置場の確保

災害時には、様々な種類の廃棄物が路上等に大量に排出されやすく、腐敗や悪臭を放つ廃棄物により、周辺の居住環境や公衆衛生環境の悪化が懸念される。

このため、事前に災害廃棄物処理対策を講じておく必要があり、その一環として、がれき等の仮置場の設置について、設置場所候補の周辺住民等との協議の上選定し、確保しておく必要がある。

ケ 避難所の受入体制の整備

成田空港直下地震では、発災直後に約 18,200 人（避難所避難者数＋避難所外避難者数）の避難者が発生し、避難所の収容力が不足する地区もあり、避難所収容力の増強を図る必要がある。

また、指定された避難所以外にもテントや自家用車等で避難生活をする人々が発生することが予測されており、こうした避難所外避難者に対する適切な支援策を検討する必要がある。

一方、避難所における食糧・生活物資の備蓄は、避難者数に対して十分とは言えず、備蓄計画を基に、地域の特性に応じた食糧や生活物資、防災用品等の備蓄を行う必要がある。

コ 帰宅困難者対策の推進

大規模地震発生時には、市内で約 52,000 人の帰宅困難者が発生することが予測されている。

特に、成田国際空港、JR 成田駅及び京成成田駅周辺において、外国人を含む来訪者等大量の帰宅困難者が発生し、混乱や事故等を招くおそれがある。

市には、比較的規模の大きい屋外の避難場所が多く点在しているため、これらの帰宅困難者を一時的に収容できるものの、屋内の一時滞在施設は不足している状況にある。

このため、一時滞在施設の選定・確保を推進するとともに、帰宅困難者用の物資の備蓄を推進し、帰宅困難者の安全確保と適切な支援を講ずる必要がある。

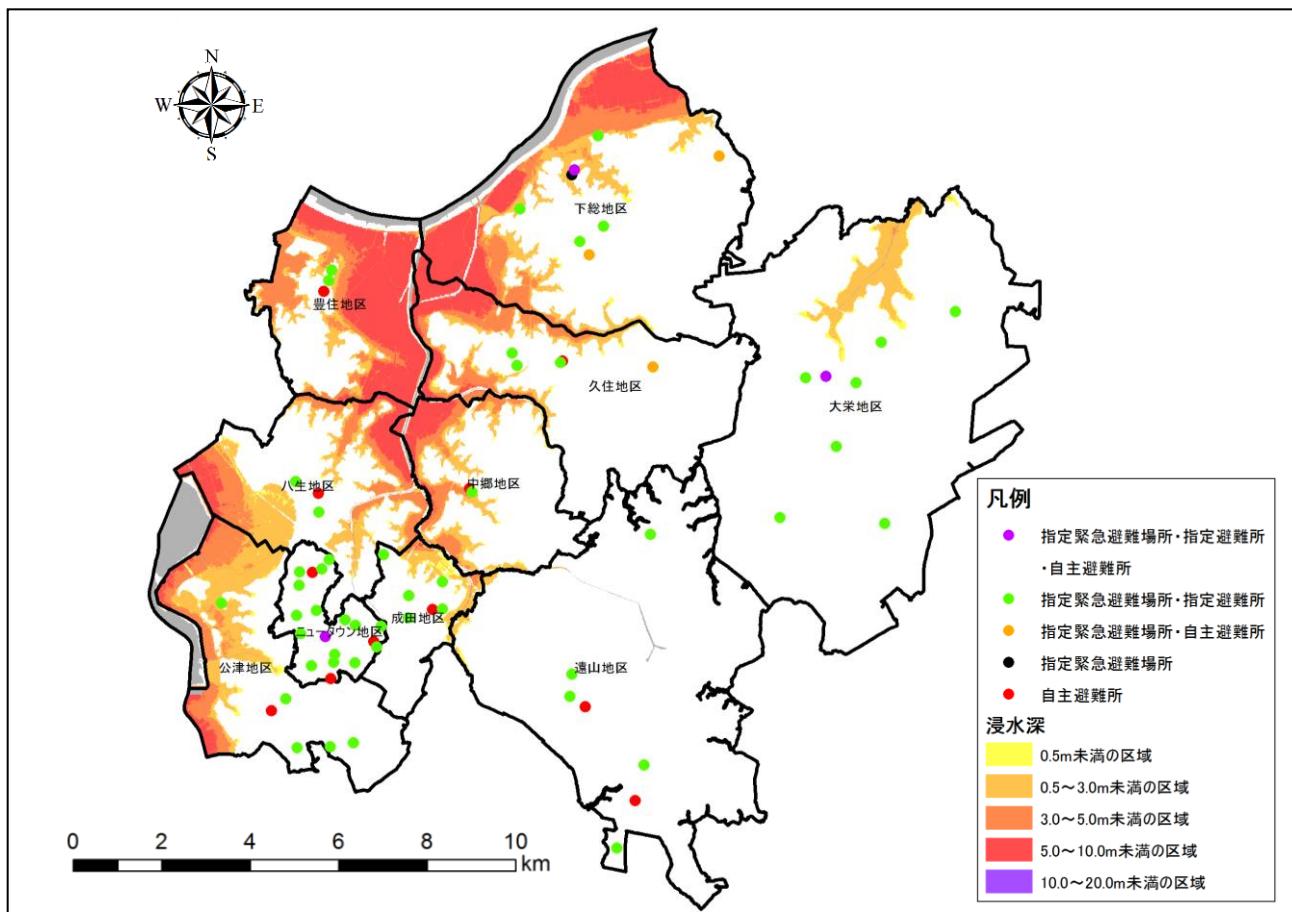
2 風水害等

大規模な浸水（洪水や内水）や土砂災害が発生した場合、市の広い範囲で浸水や土砂による被害が生じることが予想される。このため、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」及び平成29年7月20日に公表された「利根川に係る洪水浸水想定区域図」、**令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」**において、浸水や土砂災害に対する影響人口等避難の対象者・世帯数等の算出を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理した。

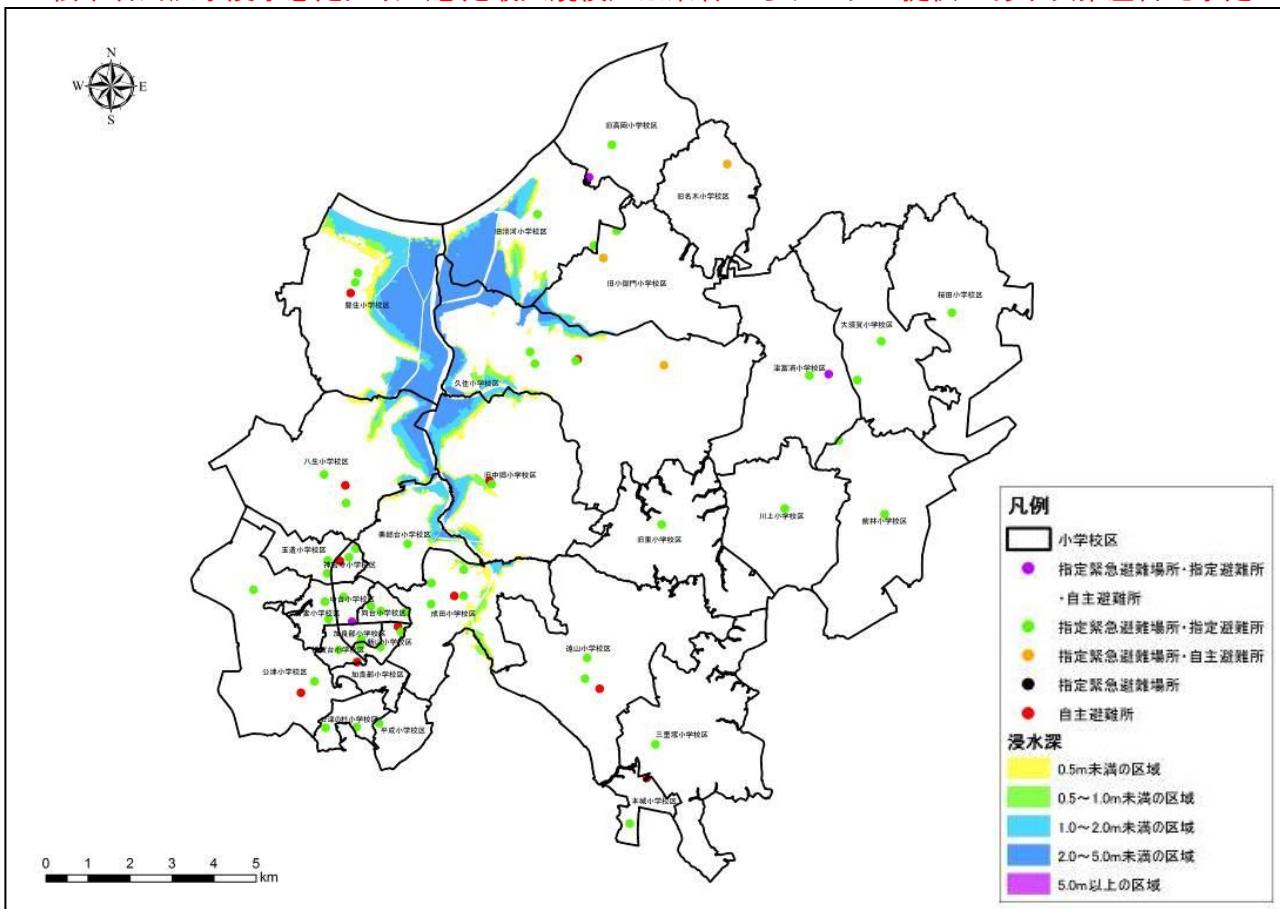
（1）浸水想定区域等

浸水被害については、利根川及び根木名川浸水想定区域、内水氾濫浸水想定区域を、土砂災害については急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等を対象とし、指定避難所等の位置関係に基づき、指定避難所等の浸水・土砂災害に対する影響（立地条件）について確認した。

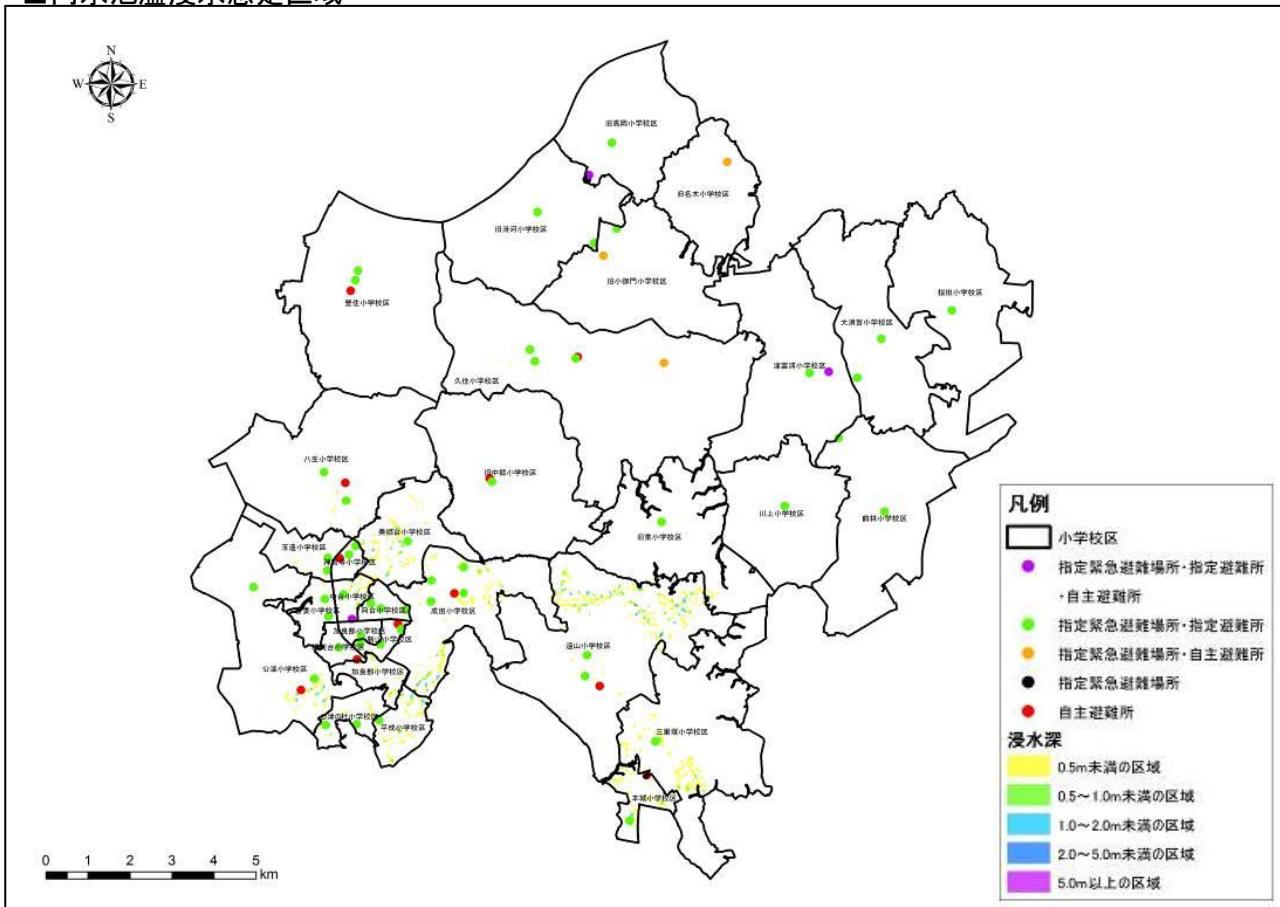
■利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



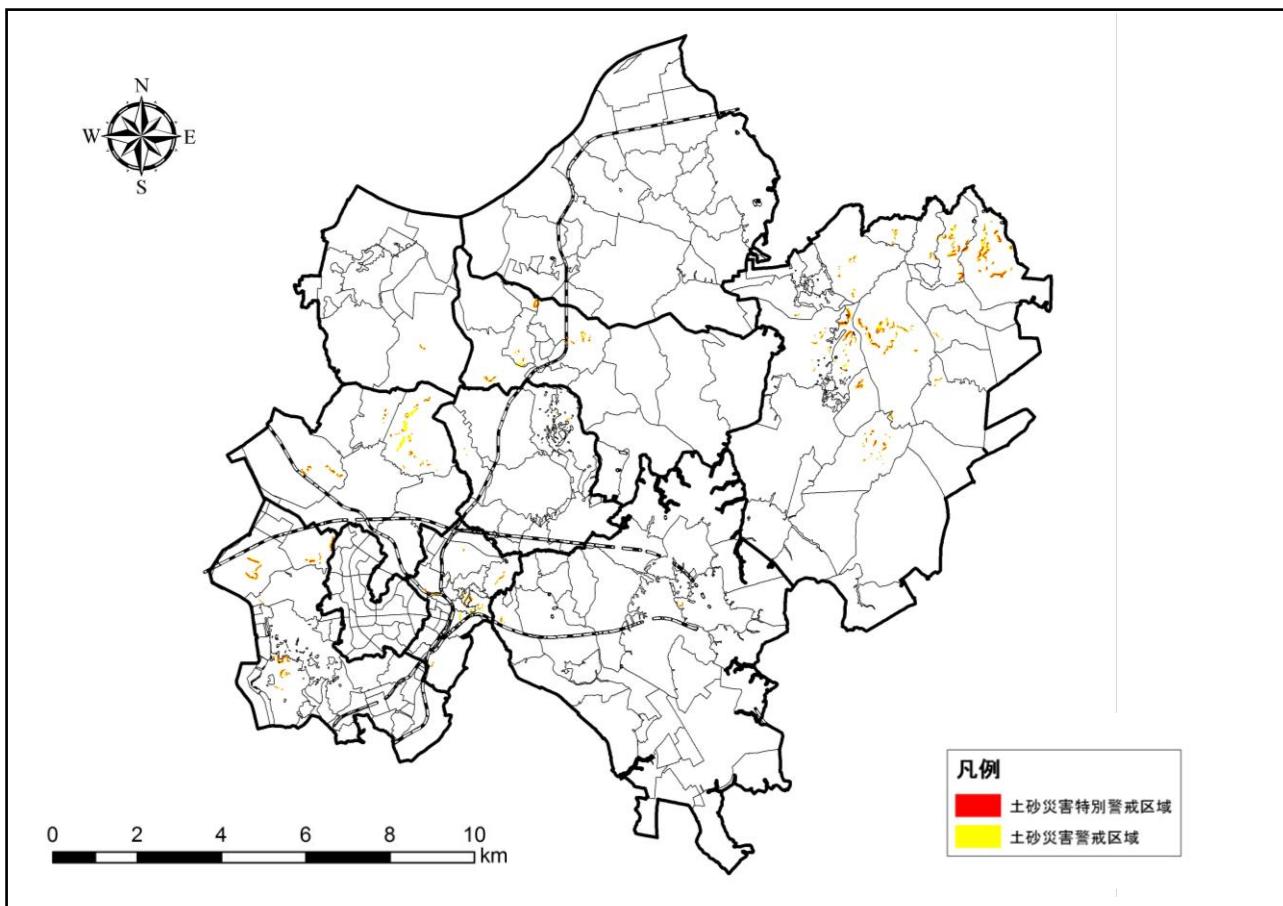
■根木名川洪水浸水想定区域（想定最大規模）※業者からデータの提供があり次第差替え予定



■内水氾濫浸水想定区域



■土砂災害警戒区域等 ※業者からデータの提供があり次第差替え予定



(2) 被害の特徴

ア 風水害

風水害の危険性の高い地域（利根川浸水想定区域、根木名川浸水想定区域、内水氾濫浸水想定区域）における被害の特徴は以下に示すとおりである。

■風水害に関する被害の特徴

被害項目	特 徴
利根川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none">水防法の規定により定められた想定最大規模降雨により利根川が氾濫した場合、利根川沿川をはじめ、根木名川及びその支流である派川根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川や大須賀川沿川、印旛沼沿い一帯で浸水被害が発生する。浸水深は、利根川、根木名川、派川根木名川沿川では、5.0m～10.0m未満の区域が多く、根木名川支流及び印旛沼沿いでは、3.0～5.0m未満の区域が多い。その他の河川では、0.5～3.0m未満の区域が多い。各沿川や印旛沼沿いの下総地区、豊住地区、久住地区、大栄地区、中郷地区、八生地区、遠山地区、成田地区、公津地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川に近い下総地区、豊住地区、久住地区において、浸水エリアが広範に分布する。
根木名川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none">おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川で浸水被害が発生する。浸水深は、小橋川と取香川沿川は 1.0～2.0m 未満の区域が多く、その他の沿川では、2.0～5.0m 未満の区域が多い。各沿川の下総地区、豊住地区、久住地区、中郷地区、八生地区、成田地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川と根木名川の合流付近である下総地区、豊住地区において、浸水エリアが広範に分布する。浸水想定区域は、水田が大半を占めるものの、集落地・住宅地が含まれている地区もある。特に成田地区は大型商業施設集積地の一部が浸水想定区域に含まれている。

被害項目	特 徴
内水氾濫による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 局地的な大雨等で、道路冠水や家屋等への浸水被害が発生する主な区域は、成田地区の不動ヶ岡、田町、寺台、美郷台、土屋等、公津地区の並木町、飯仲、公津の杜、大袋等、八生地区の山口、米野、押畠等、遠山地区の新空港自動車道の成田 JCT から新空港 IC までの沿道一帯、大山、駒井野、取香、天神峰、三里塚等で、成田、公津、八生、遠山の4地区に被害が集中する。 浸水深はいずれも浅く、ほとんどが 0.5m 未満である。 特に、新空港自動車道は、成田国際空港へのアクセス高速道路であり、沿道の浸水により、安全な道路交通の確保に支障をきたすおそれがある。

イ 土砂災害

土砂災害の危険性の高い地域（土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域）における被害の特徴は以下に示すとおりである。

■土砂災害に関する被害の特徴

被害項目	特 徴
土砂災害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全体で 341 か所あり、このうち、大栄地区が 127 か所と圧倒的に多く、次いで八生地区の 60 か所、中郷地区 41 か所となっている（令和2年9月29日現在）。 大栄地区では、所、村田、津富浦、松子、一坪田、伊能等に警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が特に必要である。

（3）防災課題の抽出

ア 風水害

① 河川整備の推進

国、県等の河川管理者に対し、河川施設の点検及び補修の実施を要請するとともに、根木名川等過去に災害が発生している河川については、河川改修や水防施設の整備を促進するよう努め、治水安全度の向上に努める必要がある。

② 浸水リスクを考慮した土地利用の誘導

利根川、根木名川、印旛沼周辺の低地部には水田が広がっており、これらの区域が市街化した場合は、浸水被害が拡大するおそれがある。

このため、市街化を抑制し、集団農地の保全を図る必要がある。

③ 内水氾濫対策の推進

内水氾濫による浸水被害を防止するため、保水性・浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、宅地内における雨水浸透ますの設置や都市下水路の整備を推進する必要がある。

イ 土砂災害

土砂災害を防止するため、斜面緑地の保全を図るとともに、急傾斜地については、周辺の樹林等と一体的にその保全に努める必要がある。

また、急傾斜地崩壊対策等の計画的な実施や崖地整備の推進など、必要な対策を実施するとともに、開発行為を制限し、安全性の確保に努める必要がある。

さらに、居住者等に対して、土砂災害の危険性についての周知を図る必要がある。

第6節 減災目標

大規模災害による被害を軽減するため、本計画や関連計画に基づく対策の具体的な目標として、主要なものを次に掲げる。

■市の減災目標

分野	指標	目標値	達成期限	備考
耐震	住宅耐震化率	95%	2020（令和2）年度	市耐震改修促進計画
	特定建築物の耐震化率*	95%	2020（令和2）年度	市耐震改修促進計画
地域防災力	自主防災組織の組織数	150 団体	2027（令和9）年度	増加数：15 団体／年
	避難所運営委員会の結成数	50 団体	2022（令和4）年度	増加数：10 団体／年
	家具転倒防止対策実施率	70%	2026（令和8）年度	県地震防災戦略
	住宅用火災警報器の普及率	100%	2026（令和8）年度	県地震防災戦略
	普通・上級救命講習受講者	4,100 人	2027（令和9）年度	NARITA みらいプラン
	防災普及啓発の実施回数	年 40 回	毎年	
備蓄	食料・飲料水の備蓄率	100%	2027（令和9）年度	市備蓄計画

*特定建築物とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成25年11月改正）の第14条第1号に掲げる、一定規模以上の建築物と同上第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物をさす。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

項目	担当(○主務)
1 防災教育	○市各部、対策本部事務局、事業所、学校
2 自主防災体制の強化	○対策本部事務局、自主防災組織、消防本部、消防団、事業所
3 防災訓練の充実	○対策本部事務局、市各部、自主防災組織、消防団、事業所
4 防災広報の充実	○企画政策部、対策本部事務局、消防本部、消防団
5 過去の災害教訓の伝承	○教育部、対策本部事務局

1 防災教育

(1) 住民に対する防災知識の普及と意識啓発

災害による被害を最小限にとどめ、その拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためにには、住民一人ひとりが、日頃から災害に対する認識を深めていくことが重要である。このため、市は、「自助（自らの命は自ら守る）」と「共助（自分たちの地域は地域のみんなで守る）」を基本理念とする防災意識の啓発に努める。

市は、地域における災害発生の危険性を、防災マップ等の配布により住民に周知するとともに、住民参加型の訓練を実施することにより、住民一人ひとりがとるべき行動の理解を促進する。

なお、防災知識の普及に当たっては、要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

(2) 学校教育・社会教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒が災害や防災について基本的な事項を理解し、自らの判断で適切に対応ができるように、「学校教育指導の指針」に基づき、発達段階に応じた指導を行う。

また、生涯学習活動においても防災教育の充実を図り、地域における防災力の向上を図る。

ア 児童生徒、教職員、保護者への災害事例の紹介、防災学習を実施し、防災力の向上を図る。

イ 学校関係者と住民、自治会、自主防災組織、事業者等が連携して災害対応ができるよう、地域・学校防災教育セミナーや関係者合同の防災訓練を実施する。

2 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、自発的な救助活動や消防活動、自主防災組織の取組、事業所の防災活動など、地域コミュニティにおける自主防災体制の強化を図る。

(1) 自主防災組織の結成促進

災害時には、防災関係機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、水防活動、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、その活動組織である自主防災組織の100%結成を促進する。

ア 自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、地域の実情にあった組織づくりに努める。

- イ 地域における学校、事業所と協議のうえ、PTA、事業所、自治会の連携を図る。
- ウ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日においても支障のないよう組織を構成する。そのため、地域内の定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していく。
- エ 自主防災組織には、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の参画を求め、女性の経験や能力を活用できるようにする。さらに、女性でも十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

(2) 自主防災組織等の育成

地域における防災は、住民一人ひとりが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」との共助の観点から、自主防災組織、自治会の活動を中心として行うことが大切である。市は、災害対策基本法第5条第2項の規定等に基づき、住民が行う防災活動の推進を図るために、自主防災組織の育成促進を強化する。また、市は、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）による地区防災計画の策定への支援に努める。

ア 研修の実施

市は、自主防災組織の活性化を図るため、研修会を実施する。

イ 自主防災組織への助成

市は、成田市自主防災組織助成規則に基づき、自主防災組織に対して防災用資器材の支給及び防災活動に対する助成、活動を支援する。

ウ 自主防災組織活動への支援

市は、地区で実施される防災訓練、防災マニュアルの作成等に対し、地域の特性に即した支援・助言等を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力活用を支援するなど、自主防災組織の防災行動力の向上を図る。

エ 避難所運営における活動内容の周知及び習熟

市は、避難所運営において中心的な役割を持つ自主防災組織の活動のルール化、周知及び訓練等による活動の習熟支援に努める。

オ 地区防災計画の作成支援

市は、地区防災計画の策定について、制度の周知に努めるとともに、地区居住者等による計画策定の提案があった場合は、地域の特性、防災活動の目的やレベルに応じ、行政関係者や学識関係者等の専門家による支援を行う。

＜資料編1－4 成田市自主防災組織助成規則＞

(3) 自主防災組織どうしの連携・地域防災ネットワークづくりへの支援

継続的な防災活動を進めるためには、様々な組織が関わり、また、自主防災組織どうしも連携して取り組むことが必要であり、連携・ネットワークづくりを促進する。

ア 自主防災組織どうしの情報連絡体制の整備

災害では、初動対応から避難所運営の時期に至るまで、被害情報等を集約し、防災関係機関へ伝達することは欠かせない。自主防災組織どうしの情報連絡体制整備に努める。

イ 地域防災ネットワークづくり

継続的な防災活動を支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア、NPO 法人等による防災ネットワークづくりを支援する。

(4) 避難所運営委員会の活動体制整備

避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、自治会、自主防災組織、避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設管理者や施設職員が連携して活動していくことが必要である。市では、これら関係者で組織される「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施する。

自主防災組織、市等は、避難所運営委員会活動のルール化、訓練支援等を推進する。住民は、防災活動を周知把握し、活動への協力等を心がける。

■平常時の防災活動内容及び災害時の災害応急活動内容

平常時の防災活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の啓発、家庭内の安全対策等） ○災害危険度の把握（土砂災害危険箇所、地域の災害履歴、ハザードマップ等） ○防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練等） ○家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検等） ○防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備等） ○要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） ○他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・事業者等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練等） ○地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及びハザードマップの作成 ○避難所運営マニュアルの作成 ○地区防災計画の策定
災害時の災害応急活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告など） ○出火防止及び初期消火の実施 ○救出救護の実施及び協力 ○避難（避難誘導、避難所の運営等）に関する協力 ○給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分）に関する協力

(5) 事業所の防災体制の強化

市は、地域の安全と密接な関係のある事業所については、災害時の従業員、利用者の安全確保について指導し、被害を拡大することのないよう事業所の防災体制の強化を図る。

ア 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時の安全確保や地域との連携が図れるよう防災マニュアルを作成し、従業員の防災意識の向上に努める。

また、集客施設を有する事業所は、来客者の安全確保に努める。

イ 防火（防災）管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条（第36条）の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。消防本部は施設管理者に対し、出火の防止、初期消火体制の強化、地震等の二次災害の発生防止等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火（防災）管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には、各事業所の協議により選任した統括防火（防災）管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

ウ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災体制の確立

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには、爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被

害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応が困難な場合が考えられる。このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス施設関係業界が地域的な防災組織を確立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し、指導、助言を与え、その育成強化を図る。

エ 事業所の業務継続

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

3 防災訓練の充実

（1）防災訓練の実施

市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、防災関係機関及び住民との協力体制の確立に重点を置くとともに、地震、風水害、土砂災害及び大規模事故等の災害を想定し、より実際的な状況に即した各種訓練を実施する。

ア 総合防災訓練

防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期は、毎年 11 月の第 1 週の土曜日若しくは日曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。

■総合防災訓練の訓練項目例

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ○災害関連情報の収集・伝達 | ○避難所の開設・避難者の受入・運営 |
| ○避難誘導 | ○応急給水資機材等の整備 |
| ○消火、救助、応急手当及び搬送 | ○帰宅困難者への情報提供・誘導 |
| ○応急救護所の設置 | ○ライフライン設備の点検・応急復旧 |
| ○食料、物資等の受入れ及び分配 | ○ボランティアセンター開設・ボランティア受入 |

イ 個別活動訓練

地域防災計画、市各部マニュアル等に基づいて、市各部で目的を定めて個別に訓練を行う。個別活動訓練の項目例として以下のものが挙げられる。

■個別訓練の訓練項目例

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○災害対策本部の設置・運営訓練 | ○避難所開設・運営訓練（HUG、実働訓練） |
| ○情報収集・伝達訓練 | ○各種図上訓練（DIG） |
| ○避難訓練 | ○消火・救急・救助訓練 |

（2）自治会、自主防災組織等の防災訓練

ア 育成指導

地域の実情に応じた、自主的な防災訓練等を定期的に実施するよう指導し、住民自ら情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難・誘導・救護、避難所の開設運営等が適切に行えるよう、住民一人ひとりの防災行動力の向上を図る。

イ 訓練災害補償等

自治会、自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、財団法人日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済制度」により補償等を行う。

ウ 訓練用資機材の整備

自治会、自主防災組織等の訓練用資機材の整備充実に努める。

(3) 事業所等の訓練

事業所等は、それぞれが定めた消防計画に基づいて訓練を行う。

(4) 防災教育の普及推進

なりた知つ得出前講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加させ、住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、災害時には児童生徒が自らの判断の基に適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。

4 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

5 過去の災害教育の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査報告書や記録・資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、防災活動に自発的に参加し、防災意識の向上を図る。

第2節 地盤災害の予防

項目	担当（○主務）
1 土砂災害の防止	○対策本部事務局、土木部、都市部、成田土木事務所、銚子地方気象台
2 液状化対策	○土木部、水道部、他水道事業体、成田土木事務所、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）
3 地盤沈下防止	○環境部、県

1 土砂災害の防止

災害発生時には、危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在し、また、丘陵部では山腹崩壊のリスクもある。

崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、危険箇所等の把握に努めるほか、急傾斜地及び崖地の整備対策を促進する。

また、警戒避難活動として、住民への土砂災害に関する情報の周知、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の指定及び土砂災害に基づく避難勧告等を発令する。

（1）土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を「土砂災害警戒区域」に、更に建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

また、「土砂災害特別警戒区域」における建築物の構造、開発規制若しくは移転等の対策を進める。

＜資料編4-1 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域指定箇所一覧＞

ウ 土砂災害危険箇所の公表

県は、土砂災害の危険がある箇所を、公表、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、住民等に周知徹底する。また、ちば情報マップを使用し、GIS化する。

＜資料編4-3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧＞

（2）土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 住民への土砂災害に関する情報の周知

市は、土砂災害警戒区域等の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知させ、自宅内での安全行動や周辺にある避難場所、避難路等について周知を図る。

また、土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等の複数の伝達手段を活用し、避難勧告等の伝達体制の強化を図る。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の指定

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

<資料編 9-1 要配慮者利用施設一覧>

ウ 土砂災害に基づく避難勧告等の発令体制の整備

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準の設定に努める。また、市をいくつかの区域に分割し、避難勧告等の発令範囲をあらかじめ具体的に設定するように努める。

市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを、市は、住民に周知する。

エ 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難勧告等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

(4) 急傾斜地対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に適合する区域については、県が市の意見を聞き、区域内の住民の同意を得て「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第 39 条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第 3 条 2）。

<資料編 4-2 急傾斜地危険崩壊危険区域指定箇所（崩壊対策整備箇所）一覧>

<資料編 4-3 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧>

イ 行為の制限等

急傾斜地崩壊危険区域において、県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。また、当該区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「成田市がけ地等近接危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

<資料編 3-1 成田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則>

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の崖に対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、緊急度が高いものについて、区域の住民の協力を得て、法面防護工、排水工等の防止工事（急傾斜地崩壊対策事業）を実施する。

エ 崖地崩壊の防止

市は、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業に採択されない箇所においても、崖崩れ等の災害から住民の生命を守るため、成田市崖地整備事業補助金交付規則により、個人が行う防止工事を推進する。

<資料編3-2 成田市崖地整備事業補助金交付規則>

(5) 山地災害対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生、又は発生のおそれがあり、人家又は、公共施設に被害のおそれがある地区（以下「山地災害危険地区」という。）について、市は平常時から住民へ周知するとともに、住民との連絡調整、防災関係機関との情報伝達を実施するための体制を整備する。

<資料編4-4 山地災害危険地区一覧>

(6) 宅地造成地災害対策

宅地造成に伴う災害が生ずるおそれが大きい市街地等の区域については、宅地造成等規制法に基づき、県が宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は、市の許可を必要とする。

規制区域内の宅地造成工事の施工に当たっては、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため、必要な措置を講ずることとなっていることから、市は、法に基づき規制、許可を行うとともに、必要に応じて指導を行う。

2 液状化対策

市では、液状化のリスクが高い領域が市域の2割程度を占め、主に河川沿いの低地部や印旛沼沿いに分布している。特に、利根川と根木名川付近には、両河川沿いに液状化危険度の高い領域が広く分布している。

液状化現象の発生が予想される地域においては、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

(1) 道路、橋梁等の液状化対策の推進

地盤の液状化による道路等の被害を最小限のものにするため、各施設の管理者は、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭の打設対策等の実施に努める。

(2) 河川等の液状化対策の推進

地震によって堤防が破損し、浸水することがあるため、堤防、護岸等の液状化対策に努める。

堤防、護岸、水門、樋管等の各施設に関し、国土交通省が作成した耐震点検マニュアルに基づき、点検を実施し、リスクが高いと判定された箇所より液状化対策等を実施する。

(3) ライフライン施設の液状化対策の推進

地下に埋設される送電地中線やその他の管路については、関係専門分野の見地に基づき、地盤改良、可とう性、伸縮性、冗長性の確保等の液状化対策を総合的に実施する。

(4) 建築物の液状化対策の推進

建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化の危険を周知するハザードマップの作成・配布、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対して液状化対策に関する普及、啓発に努め、指導を推進する。

特に、液状化のリスクがある地域の住宅等の建築前においては、ボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

3 地盤沈下防止

地盤沈下を防止するため、市は県と連携して、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について、「千葉県環境保全条例」（平成7年千葉県条例第3号）及び「成田市公害防止条例」（昭和47年3月条例第18号）に基づき適切な指導を行う。

第3節 水害の予防

項目	担当(○主務)
1 河川等の整備	○土木部、国土交通省安食出張所、成田土木事務所
2 水防施設の整備	○対策本部事務局、国土交通省安食出張所、成田土木事務所
3 流出抑制対策の推進	○土木部、○都市部、国土交通省安食出張所、成田土木事務所
4 水防体制の強化	○対策本部事務局、国土交通省安食出張所、成田土木事務所、銚子地方気象台
5 下水道施設等の整備	○土木部
6 農作物等の水害予防対策	○経済部
7 避難体制の整備	○対策本部事務局、福祉部、成田土木事務所
8 道路、電力施設、通信施設の水害対策	○土木部、対策本部事務局

1 河川等の整備

明治43年以降利根川の堤防決壊による洪水はなく、戦後も堤防の補強工事が完成し、上流にあるダムの流量調節により、利根川決壊による洪水は防ぐことができると想定されているが、今後も洪水に対する警戒は必要である。

根木名川は、一級河川として指定され改修工事が施工されているが、暫定断面があることから、引き続き洪水に対する警戒が必要である。

また、根木名川排水機場及び尾羽根川排水機場の完成により排水能力は増大しているが、空港関連等による周辺地域の開発が著しく雨水の流出量の増加が予想される。

市は、国、県等の河川管理者に対し、河川施設の点検及び補修の実施を要請するとともに、根木名川等過去に災害が発生している河川については、河川改修や水防施設の整備を促進するよう努める。

2 水防施設の整備

市は、水防倉庫及び資機材置場を設置し、水防活動に必要な水防用資機材を有効、適切に使用できるよう、点検及び補修など施設の維持管理に努める。

また、必要に応じて新たな施設の整備を図る。

<資料編10-1 水防倉庫等一覧>

<資料編10-2 水防資機材一覧>

3 流出抑制対策の推進

近年の開発によって土地の保水・地下貯留機能が低下し、河川への雨量流出量が増加している。市内には局地的な大雨等で、道路冠水や家屋等への浸水被害が発生するおそれのある区域が、浸水深は浅いものの複数か所存在している。水害の危険性は高まっていることを鑑みて、雨水を一時的に貯留し河川への流出を低減する等の流出抑制対策も有効である。そこで、造成地等には、地下浸透設備や調整池等を整備するなど流出抑制対策を実施し、河川整備と組み合わせて水害に対する総合的な安全性の向上に努める。

4 水防体制の強化

水害による被害を最小限にとどめるためには、水害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が必要である。このため、銚子地方気象台、県との連携により、情報の収集連絡体制等水防体制の強化を図る。

■水防活動項目

- 河川情報の的確かつ迅速な把握・分析が可能となるよう観測施設の整備・管理、情報連絡体制の整備等を図る。
- 水防訓練を通じての水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防作業の向上、水門等の操作の習熟に努める。

5 下水道施設等の整備

市の下水道は、都市化の進展とともに整備が進められている。現在、汚水については、計画区域における幹線及び枝管の管渠整備を進めている。雨水については、市街地の排水不良を改善するために、公共下水道の整備や状況に応じた排水路の整備等を推進しており、幹線の一部布設が完成している。

6 農作物等の水害予防対策

大雨による河川の氾濫で田畠が水没したり、洪水で田畠が流失したり、山崩れで田畠が埋没したりする農地の被害や、冠水による農作物の腐敗、病害虫の発生等による農作物の被害が想定される。市は、その被害を防止又は軽減するための対策を進める。

(1) 水害に対する恒久的な対策

ア 農林経営からの対策

豪雨等の時期をはずした栽培や、水害に対して抵抗力のある作物の栽培等、水害に対する危険度を考慮した農業経営（価格差等）を推進し、水害による被害を最小限にする取組を進める。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

(2) 水害に対する応急的な対策

ア 水害前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くほか、ポンプ排水などを行い、洪水の調節に努める。

また、溝を補修して水はけをよくし、排水のための準備等も行う。

イ 水害後の対策

水害をうけた農作物に対する一般的な応急処置には以下のものがある。

■農作物への応急措置項目

- 水路の阻害物の除去や、排水ポンプ等による耕地の停滞水を除去すること。
- 浸水のため作物の根元が現れたときは、他から土を搬入し、根株を固定すること。
- 収穫期にある農作物は、水が引き次第なるべく早く収穫し、よく乾操させること。
- 病害虫防除の対策をとること。
- 回復の見込みのないものは取り、かたづけること。

- 弱っている作物に補強用の肥料をやること。
- 窒素肥料は、水稻の徒長を促し水害を拡大するおそれがあるため控えること。

(3) 水害等に対する事前対策

気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設について事前に運転する等の対策を行う。

7 避難体制の整備

(1) 洪水ハザードマップの作成及び周知

市は、国及び県が作成した浸水想定区域に、避難所等を重ね合わせた洪水ハザードマップを作成し、公表して住民への周知を図る。

洪水ハザードマップは、浸水危険性の事前周知を図るとともに、水害時の人的被害の防止、住民の防災意識の向上などを目的とする。また、過去の災害事例を踏まえ、地域における水害特性を十分に分析するとともに、河川近傍や浸水深の深い区域に対して「早期の立退き避難が必要な区域」等の明示を踏まえ作成する。

さらに、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、住民に対し浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずる。

(2) 浸水が予想される区域等の調査

市は、県と連携し、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫により、家屋の浸水が予想される区域をあらかじめ調査し、発災時に迅速な対策が行えるよう継続的に更新し、地図等に整理することに努める。また、それぞれの区域ごとに、浸水する原因等を詳細に調査し、効果的な浸水対策を実施する。

(3) 避難勧告等の発令体制の整備

水防法第15条に基づき、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、避難勧告等の発令体制の整備を図る。

ア 伝達手段

防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線、**なりたメール配信サービス等**を用いて、避難勧告等の防災情報を伝達する。

イ 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、災害発生が想定される時点での確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。

ウ 避難勧告等の対象区域の指定

避難勧告等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を設定する。

エ 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者が利用する施設については、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

オ 避難確保及び浸水防止措置の推進

市は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に以下の施設がある場合、又は開発される場合、これらの施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を推進する。

■対象施設と必要な対策

対象施設	対 策
要配慮者の利用施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、計画で定めるところにより施設利用者の避難訓練を実施するほか、施設利用者の円滑・迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置く。 また、上記計画の作成・変更、自営水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。
不特定かつ多数の物が利用する地下施設等で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	地下施設等の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自営水防組織を設置し、市長に報告する。
大規模な工場等で、市の条例で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの	大規模な工場等の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自営水防組織を設置し、市長に報告する。

<資料編9-1 要配慮者利用施設一覧>

(4) 住民からの通報体制の整備

住民が災害発生のおそれがある異常な現象を発見した場合、対策本部事務局等へ通報できる連絡体制の整備を図る。市は、住民等への通報に関わる意識啓発に努める。

8 道路、電力施設、通信施設の水害対策

(1) 道路事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロール

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

(2) 電力施設洪水対策

洪水に伴う浸水に対する電力施設洪水対策は以下のとおりである。

なお、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災事業計画

① 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

② 變電設備

新增設又は改造時に最高水位 T.P+5.0m を目途として重要性及び有効度等を考慮し、防ぎよ壁の築造、防水機器の採用、盛土による地盤、機器の基礎及び架台のかさ上げ等を重点的に行う。

③ 配電設備

T.P+4.0m 以上を目途として重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(3) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第4節 風害の予防

項目	担当(○主務)
1 台風・竜巻等に関する知識の普及	○銚子地方気象台、○対策本部事務局、県
2 農作物等の風害防止対策	○経済部、県、成田市農業協同組合
3 電力施設風害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設風害防止対策	通信事業者

1 台風・竜巻等に関する知識の普及

市は、県と連携し、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の内容について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

住民は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報を、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は以下のとおりである。

■気象情報の種類

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2~3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する○○県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷 注意 報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を作成する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識の普及・啓発

市は、台風などによる気象災害から身を守るための知識として、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等の場合は、頑丈な建物内に移動することなど、安全を確保するための知識を普及・啓発する。

2 農作物等の風害防止対策

市、成田市農業協同組合等の関係団体は、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、それぞれの種別に対応した対策を指導し被害の軽減を図る。

3 電力施設風害防止対策

送電、配電、通信の各設備とも電気設備技術基準の各該当項目に準じ、風害防止対策を図る。

4 通信施設風害防止対策

局外設備は、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。
風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。
空中線の無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準の定めによる。

第5節 雪害の予防

項目	担当(○主務)
1 道路雪害防止対策	○土木部
2 農作物等の雪害防止対策	○経済部、成田市農業協同組合
3 電力施設雪害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設雪害防止対策	通信事業者

1 道路雪害防止対策

(1) 除雪区分

年間降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため予防施設はないが、**道路管理者**は、降雪時には、その状況により除雪を実施し、交通の確保に努める。

ア 車道部

車道は、道路種別ごとに以下のとおり除雪目標を定める。

■道路種別ごとの除雪目標

道路種別	除雪目標
一般国道	○ 2車線以上の幅員を確保し、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 ○ 全幅員除雪は早期に実施すること。
主要地方道	○ 2車線以上の幅員を原則とするが状況によって、1車線幅員で待避所を設ける。 ○ 全幅員除雪は極力早期に実施すること
一般県道	○ 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
市道	○ 県の除雪計画に基づき除雪路線の緊急順位により行うが、重要な市道及び防災上必要な主要道路の除雪を優先的に行う。

イ 歩道及び歩道橋

歩道は、通学路を優先とし、除雪に努める。除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないように対処する。

歩道橋は、特に留意し、積雪のあった場合は除雪に努める。

(2) 除雪作業

関係業者の協力を得て、建設機械等を使用して除雪を実施する。市が行う除雪活動以外に必要があると認めるときは、自治会、自主防災組織等に対し、協力を要請する。

融雪時の夜間凍結によるスリップ防止にむけて、通行制限の実施等必要な措置及び砂、散布剤等の資機材の準備など道路管理体制の整備を行っておく。

2 農作物等の雪害防止対策

市、成田市農業協同組合等の関係団体は、農作物の雪害防止について、それぞれの種別に対応した対策を指導し、被害の軽減を図る。

3 電力施設雪害防止対策

送電線設備、配電線設備とも、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備する。

第6節 都市防災

項目	担当（○主務）
1 火災の防止	○消防本部、消防団、自主防災組織、自治会
2 消防力の強化	○消防本部、消防団
3 建築物不燃化の促進	○都市部、土木部
4 防災空間の整備・拡大	○土木部、○都市部
5 市街地の整備	○都市部、○土木部
6 道路及び交通施設の安全化	○土木部、都市部、成田土木事務所、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
7 建築物等の耐震化	○土木部、各施設管理者
8 ライフライン施設等の耐震化	○水道部、○土木部、他水道事業体、各施設管理者

1 火災の防止

（1）出火防止対策

地震発生時等における火災の発生を予防するため、以下の対策をとる。

ア 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及及び取扱方法についての指導を図る。

「すばやい火の始末」などの出火防止知識の啓発・指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内すべての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発し、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者への指導・講習を行う。

防火対象物について地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう指導を強化する。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入り検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施する。また、地域の状況の把握に努めるとともに火災発生危険の排除に努める。

エ 危険物取扱者への指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

消防法の規定による立入り検査と災害予防上必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例による少量危険物、指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて所有者、管理者に対して必要な助言、指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入り検査を定期的に実施し、保管の

適正化の指導を行う。

力 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点から安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的運用を図る。

(2) 初期消火の訓練及び指導

火災による延焼拡大を防止するため、各家庭や職場に対して火災警報器の設置促進、消火器具の設置を奨励する。

自治会や自主防災組織に対して初期消火の訓練及び指導を行うとともに、住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 文化財の防火対策

成田山新勝寺、宗吾靈堂などの文化財の防火対策として、消火器の設置促進、文化財施設内への耐震性防火水槽の設置検討、文化財管理者による防火設備の運営方法の整備などを促進する。

(4) 火災予防のための啓発活動

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防のための啓発活動を実施する。

2 消防力の強化

消防力を最大限有効に活用するため、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（消防庁）にあわせて資機材の充実、消防職員の適正な確保、配置に努める。

(1) 消防資機材等の整備

火災等の災害時における迅速、的確な対応を遂行するため、消防車両、装備、資機材等の整備の充実を図る。

(2) 消防通信体制の整備

災害時の消防機関内での連絡系統の確保をより確実にするため、通信指令システムの高度化、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

(3) 救急救助体制の強化

消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など実災害に則した隊員の教育訓練を実施するとともに、救急救助用資機材の整備に努める。

また、メディカルコントロール体制等に基づく医療機関との協力体制を確立する。

住民・事業所等に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防水利の整備

水道施設等の破損により、消火栓が使用不可能な場合にも、消防水利を確保できるよう地域の実状に応じて、耐震性を有する防火水槽、自然水利の活用の検討等、消防水利を整備に努める。

(5) 消防団の強化及び活性化

消防団の強化及び活性化として、消防団員の確保、装備・資機材等の整備を進めることで、地域防災機能の充実化及び強化を図る。

■消防団の強化及び活性化に関する項目

- 事業者の消防団活動に対する理解の促進
 - ・消防団協力事業所表示制度の促進
 - ・消防団協力事業所を総合評価入札における加点項目として採用
- 消防団への加入促進
 - ・住民に向けた啓発活動
 - ・在勤者・通学者への入団の促進
 - ・機能別分団の検討、設置
 - ・事業所等に対する働きかけ
 - ・女性の加入促進
- 処遇の改善
- 装備の充実

(6) 応援体制の整備

「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

3 建築物不燃化の促進

市街地における火災発生の危険を抑制し、延焼火災の防止を図るために以下の対策を推進する。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

耐火建築物、準耐火建築物等の建築の促進のため、木造建物や飲食店が集中し、火災により大きな被害の生じるおそれのある地域を、防火地域、準防火地域に指定する。

現在、防火地域・準防火地域は、商業地域の全域及び近隣商業地域の一部に指定されている。

(2) 防火・準防火地域以外における延焼防止措置

建築基準法第22条の規定に基づき、屋根不燃化区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

都市防災不燃化促進事業により地震火災等から住民の生命及び財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(4) 建物の不燃化

市の建物の密集率は年々増加しており、火災が発生した場合の危険性が高くなっている。このため、市内の建築物管理者・住民に対する建物の不燃化の促進及び市有建築物についても不燃化を推進する。

(5) 延焼遮断帯の整備

火災が発生した場合、延焼を防ぐために街路樹、公園・学校などに樹木等を植樹し、延焼遮断帯の整備に努める。

4 防災空間の整備・拡大

都市公園、農地等のオープンスペースを防災空間として整備・保全を図ることによって都市における防災機能の向上に努める。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。

今後は計画的な公園整備を進めるとともに、都市公園法との整合性を図りつつ、資機材倉庫、貯水槽、放送設備等の施設を備え、防災に配慮した公園整備の実施を図る。

(2) その他の防災空間の保全

その他の防災空間の保全措置として、以下の対策の実施を図る。

■防災空間の保全内容

緑地の保全	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。また、成田市緑化推進指導要綱（平成9年8月29日成田市告示第61号）により、公園、緑地、広場等のオープンスペースを確保する。
林地の保全	台地部の樹林地は、災害防止等に資する樹林地であるため、これらの林地に対しては自然災害防止機能の保全を図る。
農地の保全	農地については、各種優遇制度の活用や乱開発の規制に努め、生産緑地としての保全を図る。

5 市街地の整備

(1) 成田市地域住宅計画（HOPE計画）への防災的視点の反映

「成田市地域住宅計画（HOPE計画）」による方針を踏まえ、地域特性を反映した建物の誘導や住環境の整備を促進し、防災都市づくりを推進する。

(2) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進によって道路、公園等の都市防災空間の整備充実、都市施設の先行的整備、避難地等の都市防災施設の整備等防災的観点に基づいた都市基盤整備を実施する。

(3) 住環境整備事業の推進

住環境整備事業を推進し、道路、公園、共同溝の整備等により防災性の向上を図る。

6 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路の安全整備

道路は、人や物を輸送する交通機関のみならず、災害時においては火災の延焼防止や避難、緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。このため、避難路としての役割の向上と緊急車両通行に支障のないように配慮する。

ア 道路施設の安全対策

災害に強い道路施設とするために、以下の項目に関する整備を推進する。

■道路施設の整備内容

道 路	整 備 の 内 容
主 要 道 路	都市計画道路並びに1級、2級の市道については点検を実施し、避難路及び緊急車両・輸送車両等の通行のため、有効な幅員の確保に努める。
生 活 道 路	生活道路は一時的な避難路へ接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭あい道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備を推進する。
道 路 施 設	緊急輸送道路について、必要な輸送機能を確保できるように最優先に橋梁や危険性のある法面等の耐震対策の実施に努める。

イ 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するために、以下の項目に関する整備を推進する。

■道路環境の整備内容

- 道路の緑化
- 道路標識・避難場所の標識の改良（避難活動への効果）
- 駐車場の確保（路上駐車をなくし、災害活動への効果）
- 駐輪場の確保（放置自転車、放置バイク等をなくし、応急活動・避難への効果）

(2) 橋梁の整備

橋梁については、「道路橋示方書」に基づき、緊急性度の高い橋梁から順次橋梁の点検を実施し、地震による地震動・液状化等防災対策上安全性に配慮した橋梁の補強を促進する。

(3) 鉄道施設の耐震化

鉄道事業者は、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき、鉄道施設の耐震化に努める。

7 建築物等の耐震化

成田市防災アセスメント調査では、建物被害の原因が、全壊、半壊共に9割強は地震動に起因し、地震動により数千棟の建物が全半壊するものと予測されている。地震動による被害を低減させるため、建築物等の耐震化を推進する。

(1) 耐震診断・耐震性向上に向けた改修等の実施

市では、「成田市耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物及び耐震診断及び耐震改修の緊急性の高い施設を重点にして、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修等促進のための施策を推進する。

<資料編3-3 成田市住宅耐震診断等補助金交付規則>

<資料編3-4 成田市住宅耐震改修補助金交付規則>

ア 公共建築物

応急活動の拠点となる公共建築物に対し、「市有建築物の耐震化整備プログラム」（平成20年3月策定・**令和2年4月更新**）に基づき、計画的かつ重点的な耐震化の促進に努める。

イ 民間建築物

民間建築物の所有者等が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することを原則として、地震ハザードマップの配布、耐震相談窓口の開設、耐震相談会等の開催、建築物の耐震性能向上に関する知識の普及、パンフレットの配布等に努め、耐震改修に努める。

また、高層建築物におけるエレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧方策の推進、並びに管理組合による共同備蓄に努める。

(2) ブロック塀等の安全対策

「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年制定）に基づき、ブロック塀や大谷石等の重量塀の倒壊による生命又は身体への被害を防止するとともに、震災時の避難活動や消防活動等の妨げにならないよう以下措置を推進する。

- ア 既設、新設のブロック塀等の管理者や施工業者に対して正しいブロック塀等の施工方法や補強方法を周知徹底する。
- イ 「成田市緑化推進指導要綱」を活用し、ブロック塀等の生け垣への転換を促進する。
- ウ 県及び関係団体等と連携し、自動販売機の転倒防止を推進する。

(3) 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成 2 年制定）に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及や、所有者、管理者への改修・補修の指導を行い、改善を促進する。

飲食店や商店街が多い地区等に面する地上 3 階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下危険のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(4) 家具・大型家電の転倒防止

市及び県は、建物内部の家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(5) 安全対策の啓発

市は、民間の建築関係団体との連携を図り、既存建築物の地震対策等に関する住民等への普及啓発に努める。

8 ライフライン施設等の耐震化

災害時にライフライン施設等が被害を受けると生活機能を麻痺させるばかりでなく、応急対策を実施するうえで大きな支障となる。このため、ライフライン施設等の耐震化を推進する。

(1) 上水道施設

震災時には、地盤の液状化等によって低地での埋設管の被害が発生しやすい。特に布設年次が古い埋設管は、大きな被害となる。このため、以下の予防対策を推進する。

ア 水道部による耐震化対策

水道部では、以下の耐震化対策を進める。

■上水道施設の耐震化対策

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ○耐震性の低い老朽管の更新 | ○緊急遮断弁の設置 |
| ○緊急時給水拠点の確保 | ○緊急連絡管の整備 |
| ○水源（井戸等）の耐震化対策 | ○応急給水資機材等の整備 |
| ○重要給水施設の設定と重要給水施設管路の耐震性強化 | |

イ 他水道事業体による対策

① 他水道事業体では、成田ニュータウン地域（空港含む）に対し、以下のような対策を推進する。

■成田ニュータウン地域（空港含む）の上水道施設の耐震化対策

- 成田ニュータウン地域への送水管路の耐震性強化及び当地区内の配水管路の耐震強化
- 成田給水場予備水源（井戸）による緊急給水拠点の確保
- 成田国際空港（株）における、水道用水供給事業体の送水管を利用したバックアップ（管網整備済）の連携

② 他水道事業体では、水道施設及び管路の耐震性強化を推進する。

（2）下水道施設

市内の下水道施設は、基本的に自然流下による場合が多く、施設の構造は比較的単純であり、上水道施設に比べて被災による影響は小さいものと考えられる。

しかし、下水道の被害により、避難所のし尿処理に影響する場合も想定されるため、次にあげる予防対策を推進する。

■下水道施設の耐震化対策

- ポンプ場について施設の耐震性の確保
- 震災時の下水道機能継続のための複数の排水系統の確保

（3）ガス施設

施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

東京ガス（株）は、供給施設、通信施設、その他安全設備の予防対策を推進する。

（4）通信施設

東日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）は、建物設備、局外設備、線路設備、局内設備の耐震性の強化を進めるとともに、震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

（5）危険物施設等

震災時の高圧ガス、危険物施設等は、周辺地域に大きな影響を及ぼすものである。これらの施設について耐震化対策等の指導等を行う。

ア 危険物施設

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備えるため、設備面及び保安体制面の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

イ 高圧ガス施設・LPガス施設

高圧ガス等の施設は、震災時設備の破損や取扱い不注意によっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、必要に応じて保安措置等について指導するとともに県を始めとする関係機関との情報連絡を行う。

ウ 少量危険物等

火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、設備面及び保安体制面の対策を実施するよう消防本部をとおして指導し、地震時の災害を防止する。

エ 火薬類関係施設

従事者に対する保安教育や定期自主検査の完全実施等の指導実施する。また県の実施する火薬類取扱保安責任者等の講習会等への参加等啓発活動を実施する。

オ 毒劇物取扱施設

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において毒物劇物の廃棄（法第 15 条の 2、同施行令第 40 条）と事故の際の措置（法第 16 条の 2）が規定されている。

また、設備については登録基準（法第 5 条、同規則第 4 条の 4）の規則、運搬についても技術上の基準等（法第 16 条、同施行令第 40 条の 2）が規定されている。県と協力しながら毒劇物取扱施設の安全対策の推進に努める。

第7節 防災体制の整備

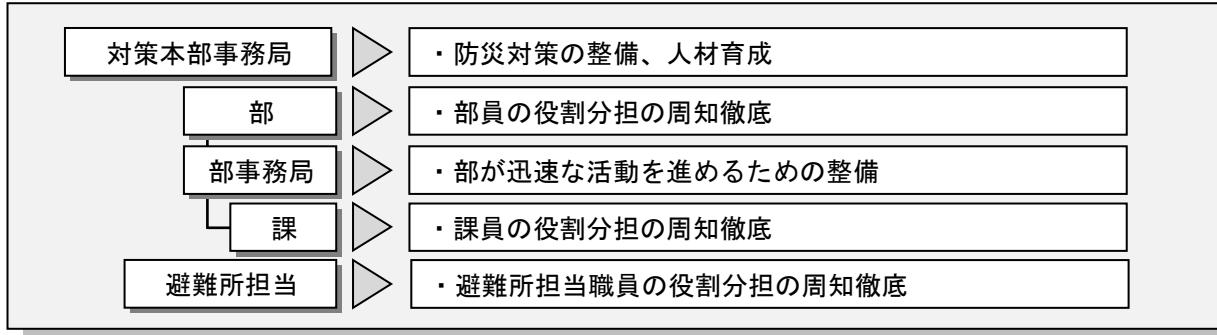
項目	担当（○主務）
1 市の防災体制の整備	○市各部、関係業者
2 応援協力体制の整備	○市各部、防災関係機関、事業所
3 飲料水の給水体制の整備	○市各部、他水道事業体
4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備	○対策本部事務局
5 応急医療体制の整備	○健康こども部、消防本部、県、日本赤十字社千葉県支部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛都市歯科医師会、印旛健康福祉センター（印旛保健所）、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）
6 緊急輸送の環境整備	○企画政策部、シティプロモーション部、教育部、対策本部事務局、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
7 ボランティア活動環境の整備	○福祉部、（福）成田市社会福祉協議会、ボランティア団体
8 廃棄物処理体制の整備	○環境部
9 罹災証明書の交付体制の確立	○財政部、市民生活部

1 市の防災体制の整備

（1）平常時からの活動任務

災害発生初動期において、迅速かつ円滑に対応するため、対策本部事務局、市各部・各課、避難所担当の体制を強化する。

■各構成グループの活動方針



ア 対策本部事務局の活動

対策本部事務局は、防災対策の整備、防災のための人材育成等に努める。

イ 市各部・各課の活動

① 市各部の活動

災害発生時の応急活動が迅速かつ的確に行えるように、部員の役割分担の周知徹底に努める。部の統括として部事務局を配置する。

■市各部の主な任務

- 部内各課の防災担当責任者及び防災担当者を選任すること（毎年の人事異動時期等に実施）
- 部の防災意識の啓発のための講習会、訓練等を実施すること

- 部事務局が中心となり、対策方針、目標、役割分担、手順等を検討、整理した市各部マニュアルを作成すること
- 市各部で防災に関する会議を開催すること
- 市各部が関わる協力団体等と連絡調整を実施すること

② 市各課の活動

市各部は、各課防災担当を担う防災担当責任者、防災担当者を選任する。防災担当責任者は、各課の課長とする。防災担当者は主幹又は係長とし、防災担当責任者を補佐する。防災担当は、以下の任務を行う。

■市各課防災担当の主な任務

- 市各部マニュアル作成を支援すること
- 「職員召集システム」を適宜更新すること
- 課員の防災意識を向上のための意識啓発を実施すること

ウ 避難所担当職員の活動

迅速に避難所を開設するため、対策本部事務局は避難所担当職員をあらかじめ指名し、毎年人事異動等に伴い更新するとともに、その役割の周知徹底を図る。

指名された避難所担当職員は、避難所の開設・運営の支援を円滑に行うため、「避難所運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努めるとともに、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、活動内容の把握や習熟に努める。

(2) 初動体制の確立

災害発生初動期において、迅速かつ円滑に対応するため、動員配備、参集体制について整備する。

ア 災害対策本部動員計画の作成

市各部は、災害時に職員の動員配備を行うため「災害対策本部動員計画」を作成し、毎年人事異動に伴い更新し、対策本部事務局に報告する。なお、消防本部における動員配備にあっては、消防計画により定める。各職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

イ 災害対策本部動員表の作成

対策本部事務局は、市各部より報告を受けた「災害対策本部動員計画」に基づき、配備編成等を記載した「災害対策本部動員表」を作成し、職員に配布する。

ウ 非常参集体制の整備

職員は、毎年人事異動等に伴い「職員召集システム」の更新を行うとともに、操作方法等の習熟を図り、災害時は、速やかに返信する。

(3) 組織運営体制の充実

ア 災害対策本部室の準備

市は、以下の点に留意し災害対策本部室の資機材等の整備を図る。

■災害対策本部室の資機材等の整備項目

- 対策本部事務局の初動マニュアルの整備
- 災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び電話余裕回線の確保
- 応急対策用地図及びデータ等の配備
- 業務従事者用の仮眠室及び食料等の整備

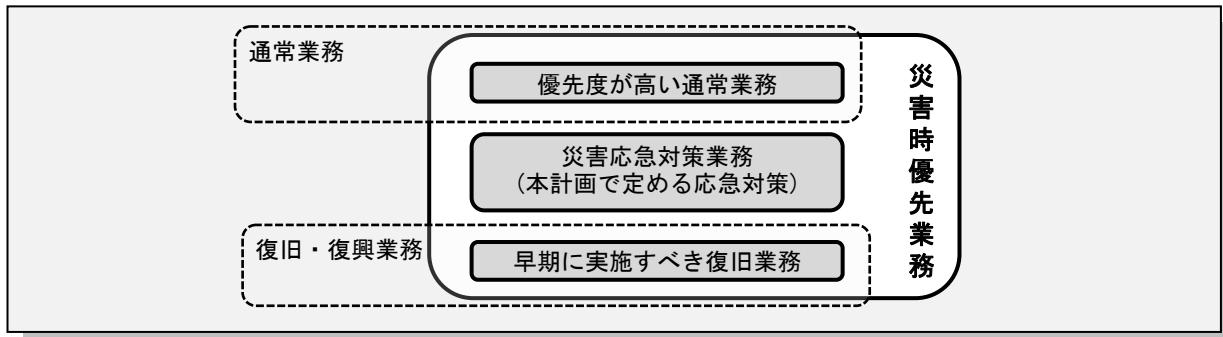
イ 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源(ヒト、モノ、情報)の準備や対応方針を定めた「成田市業務継続計画（BCP）」を策定する。

業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 災害時優先業務の整理

■災害時優先業務



(4) 市各部災害対応マニュアルの作成

市各部は、突発的災害に対する参集・配備体制の徹底を図るため、市各部事務局を中心となり、対策方針、目標、役割分担、手順等を検討、整理した市各部災害対応マニュアル（市各部マニュアル）を作成し、逐次見直しを実施する。

(5) 人材の育成

市は、職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努め、災害時に的確に行動することができるよう職員の育成を図る。

市職員は、地域防災計画に関し知識を深めるとともに、責務を理解し、訓練及び研修等に積極的に参加する。

各課の防災担当者は、課員の防災意識を高めるため、講習会、訓練への参加等を積極的に進める等の取組を実施する。

(6) 市各部の防災に関わる会議の開催

市各部は、部長、各部統括、防災担当責任者、防災担当者により、情報共有、市各部の課題への対応検討等を目的とした会議を実施する。なお、毎年の人事異動に伴い、年度当初に会議を実施し、その後は、必要に応じて、市各部マニュアルの作成等に関する会議を開催する。

(7) 防災関係機関との連携体制の整備

市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。

(8) 防災拠点の整備

市は、所管する公共施設等から災害時に防災拠点として使用する施設をあらかじめ選定し、耐震性の強化、物資の備蓄、非常用電源設備の整備等を促進する。

防災拠点として選定した施設等については、県等からプッシュ型支援が行われる場合を

想定し、受援体制の整備を図る。

ア 災害対策本部機能確保のための体制整備

市は、災害対策本部室の設置場所の耐震性強化、物資の備蓄、情報ネットワークの整備、備品等什器類の転倒防止、機械設備の発災対策等の実施に努める。

また、市は、本部設置ができない場合の代替場所の確保に努める。

イ 各種拠点の整備

市は、県等からのプッシュ型支援及び市内公共交通機関の途絶や道路閉塞等による市内全域への流通不足等を想定し、食料・物資集配拠点等の整備に努める。

(9) 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えた受援計画を策定する。

2 応援協力体制の整備

(1) 地方自治体の相互応援体制の充実

市は、県内市町村をはじめ、地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定や消防広域応援、水道災害応援に関する協定に記載された対策を円滑に実施できるよう必要な体制整備を図る。

特に、リスク分散の観点から遠隔地にある地方公共団体との相互応援に関する協定の締結を推進する。

<資料編2-1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】>

(2) 国・県・公的機関との連携強化

市は、国・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等と、情報連絡体制の整備に努める。市は、自衛隊等の災害派遣活動を実施する防災関係機関と、合同の防災訓練等を実施し、連携強化に努める。

また、大規模災害発生時に全国の地方自治体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用する。

(3) 公共的団体・民間団体との協力協定

市各部は、災害時の事務分掌に基づき、関連する公共的団体や民間団体との連絡体制の構築に努めるとともに、必要に応じて災害時における協力協定の締結を推進する。

<資料編2-1～2-8 災害応援協定等一覧>

(4) 専門家・専門機関等との連携強化

市は、大規模事故との複合発生時に備え、専門的な見地から助言・協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

また、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続きをあらかじめ定めておく。

(5) 被災自治体への支援体制の整備

市は、他の市町村が被災した場合の、専門的知識を有する職員の応援派遣、物資の提供等の支援体制を整備する。なお被災自治体の負担を軽減する支援に努める。

3 飲料水の給水体制の整備

生命維持の上から最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

なお、市は、生命維持の上から最低限必要な水量は以下のとおりとする。

■生命維持のために必要な水量基準

- 混乱期は3日間を想定。飲料水：1人1日3リットル
- 復旧期は災害発生から4日目以降を想定。飲料水と生活用水*を合わせて、1人1日20リットル～250リットルの確保を図る。

*生活上最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の水量と想定する。

<資料編7-7 給水・配水場、防災井戸等一覧>

(1) 飲料水の確保

市は、災害時の飲料水を確保するため、防災井戸、受水槽等の整備を推進する。

また、飲料水としての水質を確保するため必要な措置を講ずる。

(2) 災害時の協力体制の整備

水道部及び他水道事業体は、指定給水装置工事事業者等の組織と協力協定を締結し、災害時の協力要請の連絡窓口・方法、動員可能な人員の把握の方法等について取り決めを行い、迅速かつ的確な災害時の協力体制の整備を図る。

また、市各部は、住民、自治会、自主防災組織、事業者等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう、防災意識の啓発を推進する。

<資料編2-2 災害応援協定等一覧【ライフライン関連】>

4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備

災害直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活必需物資等の物資、避難所運営に必要な資機材及び要配慮者の避難生活に必要な物資等を備蓄することが必要である。

市は、備蓄計画を策定し計画的に備蓄を進める一方で、住民等の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進する。

(1) 食料及び生活必需物資の確保

ア 備蓄意識の高揚

住民、自治会、自主防災組織、事業所等に対して広報等により、各家庭・事業所における3日分以上の食料（レトルトのご飯、缶詰など。7日分を推奨。）及び非常時に持ち出しできる飲料水（ペットボトル入り）、家族構成や従業員構成を考慮した生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の高揚を図る。

イ 公的備蓄の整備

市は、自助・共助により貯われる備蓄物資等を補完するため、以下の事項に留意し、物資の備蓄体制の整備に努める。

- ① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。
- ② 備蓄に当たっては、物資の特性、市内の各地区の人口、指定避難所の位置、浸水想定区域等の災害危険箇所を勘案し、集中備蓄又は分散備蓄を行う。
- ③ 食料等耐用年数のある備蓄物資は、隨時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。
また、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、県、各市町村、防災関係機関において備蓄物資情報の共有化を図り、この活用策の習熟に努める。

<資料編7-5 備蓄倉庫一覧>

<資料編7-6 備蓄物資・資機材一覧>

ウ 協定の締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものすべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者との協定締結のさらなる推進に努める。

また、既に協定を締結している団体、機関等とは必要に応じて協定内容の見直しを図る。

<資料編2-3 災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】>

エ 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(2) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料を確保するため、平常時から関係団体等と協力体制を構築する。

5 応急医療体制の整備

同時に多数の負傷者が発生すると、市内の医療機関の対応能力を超える事態も予想される。そこで、予防対策として市内外の医療機関との協力体制や医薬品等の確保等、応急医療体制の整備を促進する。

(1) 医療関係機関との協力体制の整備

ア 医療救護に関する計画等の策定

市は、県、日本赤十字社千葉県支部、(公社)印旛市郡医師会、(公社)印旛郡市歯科医師会、地域災害医療コーディネーター、消防本部、警察等に協力を求めるとともに医療救護に関する計画等を定め、応急医療体制の整備に努める。

イ 後方医療体制の整備

負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の収容医療機関と連携し後方医療体制を整備する。

<資料編6-1 救急告示医療機関一覧>

ウ 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

■応急医療体制に関する項目

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ○救護所・避難所の整備 | ○医療救護活動に関するコーディネーター等の選任 |
| ○救護本部の活動計画・マニュアルの作成 | ○地域災害医療対策会議の開催 |
| ○医薬品等の備蓄 | ○研修会・訓練の実施
○通信機器の整備 等 |

(2) 医薬品等の確保

市は、医薬品等を確保するため、印旛健康福祉センター（印旛保健所）、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会等と連携して、医薬品等の備蓄に努める。また、民間事業者との災害時の医薬品等の提供に関する協定締結を推進する。

<資料編2-4 災害応援協定等一覧【医療、救護関連】>

6 緊急輸送の環境整備

(1) 陸上輸送の環境整備

ア 緊急輸送道路

緊急輸送道路の指定及び整備を図り、市内の各地域に対して救援物資や応急対策活動要員の緊急輸送ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定及び整備内容

県 の 基 準	○ 緊急輸送道路 1次路線 ・隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道、空港等に通じる主要な市町村道 ○ 緊急輸送道路 2次路線 ・1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する道路
市 の 基 準	○ 県の指定した路線と有機的に連携を保つことを基本とし、各施設と県が選定する緊急輸送道路を結ぶ道路を併せて指定する。
緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設	○ 市役所、警察、消防本部、収容医療機関、空港施設等の主要公共施設 ○ 指定避難所、防災備蓄倉庫 ○ 輸送拠点、臨時ヘリポート予定地

イ 集積場所・輸送拠点

災害時における救援物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への供給を行うための集積及び輸送の拠点となる食料・物資集配拠点を指定する。指定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

指定された施設については、県へ報告するとともに、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所の使用方法等について体制整備を図る。

<資料編7-4 食料・物資集配拠点一覧>

ウ 民間事業者との連携

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、民間運送事業者と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する等、協力体制を整備する。

<資料編2-3 災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】>

エ 緊急通行車両等の事前届出

市は、市有車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

<資料編【様式】1-3 緊急通行車両関係>

(2) 航空輸送の環境整備

ア 市ヘリポートの整備

市独自の航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

イ 臨時ヘリポートの指定

① 指定基準

国土交通省航空局の定める基準による（航空法第79条但し書に係る許可基準）。

② 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の選定を行う。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

<資料編8-3 ヘリコプター臨時離着陸可能地点の位置基準>

<資料編8-4 ヘリコプター臨時離着陸場一覧>

ウ 集積場所

集積場所については、陸上輸送による場所を設置するとともに、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予測されることから、空輸による場所も設置する。指定された施設については、県へ報告するとともに、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

7 ボランティア活動環境の整備

(1) (福) 成田市社会福祉協議会との連携

市は、(福)成田市社会福祉協議会や関連団体と連携して、ボランティア意識の啓発に努めるとともに、受入れや活動が円滑に行えるよう、ボランティア活動支援のための環境整備を行う。

(2) ボランティア・NPO 法人の位置付け

災害時のボランティア・NPO 法人は、一般ボランティア・NPO 法人と、公的資格や特殊技術を持つ者による専門ボランティア・NPO 法人に区分する。

一般ボランティア・NPO 法人及び専門ボランティア・NPO 法人の活動については、以下の活動が期待される。

■ボランティアの活動内容

一般ボランティア・NPO 法人	<input type="checkbox"/> 救援物資の整理、仕分け、配布 <input type="checkbox"/> 避難所内における給食・清掃などの運営補助 <input type="checkbox"/> 被災者に対する炊き出し、配送 <input type="checkbox"/> 被災地内の清掃、防疫等 <input type="checkbox"/> 要配慮者の介護等 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ把握や安否確認 <input type="checkbox"/> その他被災者及び被災地に対する危険のない支援活動
専門ボランティア・NPO 法人	<input type="checkbox"/> 医師、歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、保健師、看護師等 <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士 <input type="checkbox"/> 斜面判定士（土砂災害危険箇所の調査） <input type="checkbox"/> カウンセラー（被災者への心理治療） <input type="checkbox"/> 通訳（外国語・手話）、介護士、社会福祉士

- | | |
|--|--|
| | <input type="radio"/> アマチュア無線技士
<input type="radio"/> その他専門的知識、技能を要する活動等に係る有資格者 |
|--|--|

(3) 受入体制の整備

ア 関係機関との連携

(福) 成田市社会福祉協議会は、平常時から市各部と連携を図るとともに、(福) 千葉県社会福祉協議会との連携や、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

また、災害時におけるボランティアの活動の推進・支援・調整、受入れ等の支援活動が円滑に機能するよう活動支援マニュアルを作成する。

イ ボランティア活動実態の把握

市及び(福) 成田市社会福祉協議会は、市内で活動するボランティア団体、NPO 法人等、ボランティア活動実態の把握に努める。

(4) 人材の育成

ア ボランティア意識の啓発

防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求ることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

イ 人材の育成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。そこで、市及び(福) 成田市社会福祉協議会は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

(5) 活動拠点の提供

市は、災害時に成田市災害ボランティアセンターが効果的に支援活動を行うことができるよう、活動拠点の候補地を選定しておく。

8 廃棄物処理体制の整備

災害時は、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、「災害廃棄物対策指針」、「[千葉県災害廃棄物処理計画](#)」及び「[成田市災害廃棄物処理計画](#)」に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の確立を図る。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保などの体制を整備する。

(1) 廃棄物処理体制の整備

ア 県内市町村との協力体制の整備

災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、平成8年2月23日に締結された「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内市町村との協力体制を整備する。

イ 民間事業者との協力体制の整備

災害時における人員及び資機材等の確保や、民間処理施設への廃棄物受入れについて、応援が得られるように民間廃棄物処理業者、土木・運送業者の把握に努める。

ウ 仮置き場の候補地の選定

災害時に災害廃棄物の仮置き場の設置や運用を円滑に進めるため、仮置き場の候補地を、市所有地の中から選定する。

(2) し尿処理体制の整備

災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

ア マンホールトイレの設置検討

過去の災害からも避難所等に整備されていたマンホールトイレが発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭もなく好評であったことから、マンホールトイレの設置について検討する。

イ 災害用仮設トイレの整備

災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることから、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。

また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協力協定を推進する。

ウ 運搬管理体制の整備

避難所等のし尿の収集が早急に処理されるよう必要な計画の整備に努める。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレ収容量にも限界があるので、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

9 罹災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、**被災者生活再建支援金等の給付**、租税、保険料等の減免及び徵収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種**被災者支援策**を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付する。

市は、平常時から住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結及び調査に必要な傾斜計、メジャー等の携帯物品の備蓄など、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備を図る。

また、迅速な交付を可能とするシステムを導入し、災害時に遅滞なく発行できる体制の整備に努める。

(1) 担当部署

罹災証明書の交付事務は、財政部が担当し、被害状況により、担当職員を別途増員する。申請受付については災害相談窓口において市民生活部が対応する。

なお、火災に起因する罹災証明書については消防本部の火災原因調査に基づき消防本部で発行する。

(2) 交付の手続

財政部は、被害認定調査結果を「罹災台帳」に整理し、市民生活部は、罹災台帳やその他被災者に関する情報を集約した「被災者台帳」に整理する。財政部は、被災者の「罹災証明書」交付申請に対して、「被災者台帳」を確認の上、交付する。

なお、「被災者台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

<資料編【様式】1-5-1 罹災証明交付申請書>

<資料編【様式】1-5-2 罹災届出証明願>

(3) 証明の範囲

「罹災証明書」の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家及びその他市長が必要と認める事項について、証明する。住家における対象項目は以下のとおりである。

■住家の対象項目

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> 全壊 | <input type="radio"/> 床下浸水 |
| <input type="radio"/> 流失 | <input type="radio"/> 全焼 |
| <input type="radio"/> 半壊 | <input type="radio"/> 半焼 |
| <input type="radio"/> 大規模半壊 | <input type="radio"/> 部分焼 |
| <input type="radio"/> 床上浸水 | <input type="radio"/> ぼや |

※全焼、半焼、部分焼、ぼやについては、消防本部において発行する。

(4) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

第8節 避難体制の整備

項目	担当（○主務）
1 避難所等の指定・整備	○対策本部事務局、教育部
2 避難路の整備	○土木部、都市部
3 避難体制の整備	○対策本部事務局、企画政策部、福祉部、シティプロモーション部、教育部、消防本部

1 避難所等の指定・整備

発災直後における市全体の避難者数（避難所避難者数＋避難所外避難者数）は数千人～数万人の規模と予測される。市は、大規模な避難者を想定して避難所等の指定・整備を進めていく。

（1）避難所等の種類

市は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

避難所の選定は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）等により行う。

避難所等の区分とその内容は、以下表のとおりである。また避難の流れと避難所等区分を整理したものが次頁図である。住民は、事前の取決め、被災状況等に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び自主避難施設に避難し、その後、指定避難所に集約され避難生活を行う。

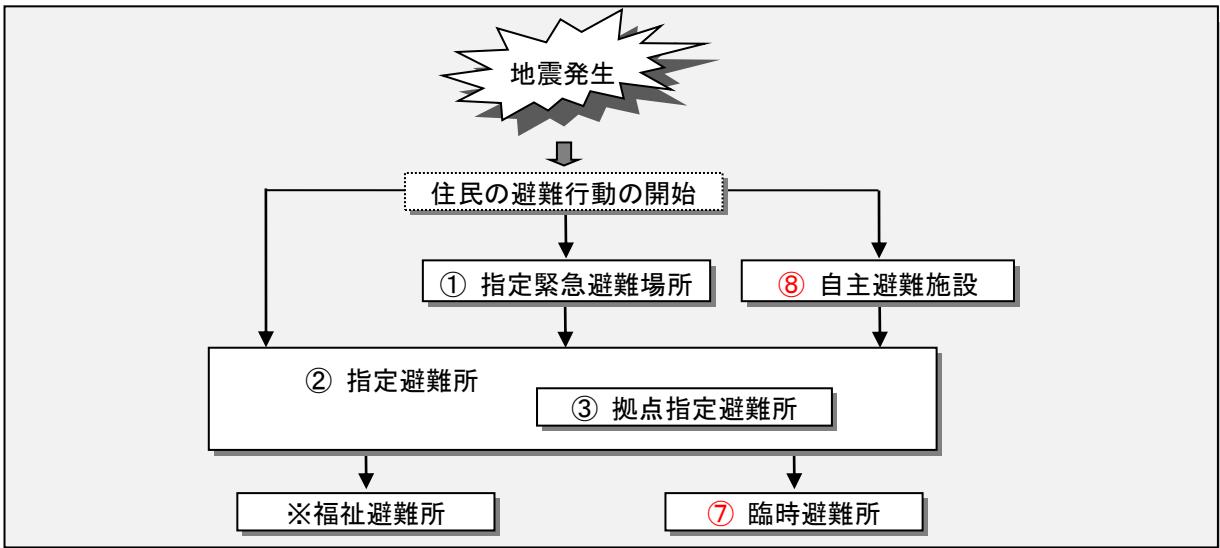
■市の避難所等の区分及び内容

区分	内容	指定主体
① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③ 拠点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
④ 早期開設避難所 (風水害時)	早期避難を希望する市民が滞在する避難所 台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
⑤ 一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所10箇所+市所管37施設を指定する。	市
⑥ 二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	市
⑦ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市
⑧ 自主避難施設	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急	区

(自主避難場所)	避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点	自治会等
----------	--	------

※ 「④ 早期開設避難所」 「⑤一次避難所」 「⑥二次避難所」 は、事前に災害の発生を想定して開設される風水害時の避難所の考え方のため、次頁の震災時における「■避難の流れと避難所等区分」には記載していない。

■避難の流れと避難所等区分



注 1) 避難所等の番号は、前頁「■市の避難所等の区分及び内容」の避難所等の番号に対応する。

注 2) 「福祉避難所」とは、指定避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れる施設のことである。「②指定避難所」から「※福祉避難所」への流れについては、「共通編 第2章 第10節 2 (3) 福祉避難所の確保」を参照のこと。

(2) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害種別ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

(3) 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく

災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

＜資料編2-5 災害応援協定等一覧【避難所等関連】＞

＜資料編7-1 指定避難所等一覧＞

(4) 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

＜資料編2-5 災害応援協定等一覧【避難所等関連】＞

＜資料編7-1 指定避難所等一覧＞

(5) 避難所の整備

避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」等により、以下のような設備の整備に努める。

■避難所の整備項目

- 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。
- 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や住民等関係者との調整に努める。

(6) 施設管理者との連携体制の強化

平常時からの協議や防災訓練の実施等を通じ、指定避難所に指定された学校施設との避難所開設運営等における連携を強化する。

また、指定管理者制度を設けて民間事業者等に管理運営を委ねている指定避難所に指定された施設に当たっては、施設管理者は、災害時にも適切な管理運営が行われるように役割分担を定める等、指導・監督を行う。

2 避難路の整備

住民や観光客等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について避難路の整備に努める。避難路の整備の内容は以下のとおりである。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化の促進を図る。
- 外国人等に配慮した分かりやすい表示方法等について検討し、避難所標識の整備・維持管理に努める。

3 避難体制の整備

災害の状況や、要配慮者、外来者等被災者の状況に応じた避難方法を検討するとともに、適切な避難誘導を行うために自治会、自主防災組織等との連携強化を図り、避難体制の整備に努める。

避難所の運営主体は、自治会等の地域団体及び避難者による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。

（1）避難誘導体制の整備

災害時に避難行動を安全に行うため、住民、防災関係機関との避難時の連絡系統等を確立するなどして、安全な避難誘導体制を整備する。

■避難誘導体制の整備項目

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制の整備を図る。
- 安全な避難誘導のため、警察等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について、広報・防災訓練・地域の話し合いを通じて住民の理解を得る。

（2）要配慮者の避難誘導体制の整備

要配慮者に対する避難誘導として以下の事項について整備を図る。

■要配慮者の避難誘導体制の整備項目

- 障がい者に対する伝達方法・手段の整備
- 高齢者・障がい者等への安全な避難誘導体制の整備
- 民生委員・自主防災組織・地域団体（区・自治会等）・消防団における避難行動要支援者に対する支援協力者の確保
- 外国人に対する広報手段の確保

（3）施設管理体制の整備

災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うため、以下の事項について整備を図る。

■施設管理体制の整備項目

- 休日・夜間においても迅速に避難所を開設するため、避難所開設マニュアルを作成し、門・建物の鍵等の管理について明確化する等、避難所開設体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整理する。
- 避難所の効率的な運営のために、市が策定した「成田市避難所運営マニュアル」を参考に、自治会、自主防災組織、施設管理者等との連携のもと、避難所ごとの運営マニュアルを策定する。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

災害時に安全な避難を実施するため、あらかじめ住民に対して指定緊急避難場所・指定避難所を周知する。

住民への指定緊急避難場所・指定避難所の周知は以下の方法とする。

■指定緊急避難場所・指定避難所の周知項目

- 広報紙、市ホームページ、防災マップ等への指定緊急避難場所・指定避難所一覧表の掲載
- 実践的な避難訓練等における指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底

第9節 情報収集伝達体制の整備

項目	担当（○主務）
1 施設・設備の整備	○対策本部事務局、企画政策部、総務部、消防本部、県
2 情報連絡系統・担い手の確保	○対策本部事務局、企画政策部、総務部、消防本部、県、CATV等公共通信事業者

1 施設・設備の整備

（1）現況

ア 市の有線施設

災害対策に関わる市庁内課・室の電話を災害時優先電話として、東日本電信電話（株）に登録し、災害時の優先通話が確保できるようにしている。

イ 市の無線施設

① 防災行政無線（同報系）の整備

災害時に住民に迅速かつ適切な情報を伝達するため、市は防災行政無線（同報系）を整備している。市の防災行政無線（同報系）は、デジタル化に伴う整備を進めており、市役所内に親局、消防本部に遠隔制御装置を設置し、ここから市内に設置している屋外拡声子局及び戸別受信機に放送が可能となっている。

市は、市庁舎が被害を受けて防災行政無線が利用できない場合を想定し、市庁舎外への親局や遠隔制御装置の設置に努める。

<資料編5－1 成田市防災行政無線局管理運用規程>

② MCA無線

災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合の情報収集・伝達体制を確保するため、MCA無線（一定の周波数を多数の利用者が共同で利用する業務用無線）を整備しており、市役所内に基地局を設置し、各移動局（車載・携帯無線機）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。

③ デジタル簡易無線

災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合の情報収集・伝達体制を確保するため、デジタル簡易無線を整備しており、市役所内に基地局、各指定避難所に無線機を設置し、災害時における本部と各指定避難所との間における情報伝達手段として使用する。

④ 消防無線

災害時の情報の収集や指令等に使用するため、消防救急無線として基地局、陸上移動局を整備し、デジタル無線網を運用している。

ウ 県の無線施設

① 県防災行政無線

県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県庁と地域振興事務所、土木事務所、健康福祉センター等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等を、地上系、衛星系、移動系の通信網で結んでいる。

② 県防災情報システム

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報

を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するシステムを整備している。被害情報、気象情報のほか、災害対策調整、映像情報、県民との情報、職員収集などの機能を持つ。

③ 県震度情報ネットワークシステム

県は、初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、(国研)防災科学技術研究所及び気象庁の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。今後、県は震度計等の機器の計画的な更新を行い、更なるシステムの信頼性向上を図るとしている。

市は、その震度情報を災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用する。

(2) 事業計画

ア 機器の整備

情報連絡機器それぞれの特性を踏まえた整備を推進し、多様で重層的な情報連絡体制を確保する。

① 防災行政無線（同報系）の整備

災害時に使用できるよう常時保守管理を実施し、適正な維持管理に努めるとともに今後の住宅開発が行われた地区については、必要に応じ防災行政無線屋外子局の整備を図る。また、定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

② MCA 無線の整備

確実な情報連絡が図れるよう、MCA 無線の増設及び外部アンテナの整備を行う。

イ 災害時優先電話指定の拡充

市各部、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を東日本電信電話（株）に要請し、非常時緊急連絡体制の確立に万全を期す。

2 情報連絡系統・扱い手の確保

(1) 無線従事者の確保・養成

災害時における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

また、無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、市職員の中で無線従事者を養成する。

(2) アマチュア無線団体など民間との協力体制

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、MCA 無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進する。

(3) 要配慮者に対する情報連絡者の確保

聴覚・視覚・知的障害など、情報取得が困難な要配慮者を想定した情報伝達手段により情報が伝達されるよう体制の整備を図る。

要配慮者に対する情報連絡者の確保については、外国人などを含めた要配慮者に対する情報連絡のために、通訳や手話等専門的技術を有する団体や個人等を把握し、災害発生時に情報伝達や相談業務のため、避難所へ派遣等の協力が得られるよう、ネットワークの構築に努める。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急地震速報等、対処に時間的に余裕のない緊急情報を瞬時に住民に伝達するため、防災行政無線（同報系）を整備した。これにより、総務省消防庁から人工衛星を経由して送信される緊急情報を直接受信し、防災行政無線（同報系）が自動放送を行うシステムとなっている。

(5) 情報配信システム等の導入

市では、以下の情報配信システム等を導入した。これらによる多様な情報配信手段について住民への周知徹底を図る。

ア メールシステムの活用

市は、「なりたメール配信サービス」により、災害時に必要な情報を携帯電話やパソコンに配信している。

メール登録者の増加を図るため、積極的な利用の周知を図る。

イ 携帯電話向け緊急速報メールの活用

市は、住民の生命に直結する緊急性が高い災害情報を伝達するため、（株）NTT ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）と連携し、緊急速報メールによる情報配信を行う。

ウ インターネットによる広報体制の整備

不特定多数の人が、災害情報や被災者への支援情報等を入手するために、既存の市ホームページ、防災情報 Twitter、Facebook、市緊急用ホームページ等を活用した情報伝達体制を整備する。

エ 防災行政無線テレホンサービスの活用

市は、強風や雨などの気象条件や周辺環境により防災行政無線による放送が聞こえない又は聞き取りにくい住民に対し、電話で防災行政無線の放送内容が確認できるテレホンサービスを実施しており、住民への災害時に必要な情報伝達の手段として積極的な利用の周知を図る。

オ 指定避難所等における情報提供体制の整備

災害時に指定避難所等において、災害情報や行政情報を迅速かつ的確に提供するため、市の行政ネットワーク及び通信事業者のデータ通信網を活用し、情報を提供する体制を整備する。

カ 災害臨時広報紙の発行体制の整備

災害臨時広報紙を迅速に発行できるよう体制整備を図る。

キ 放送機関との連携

放送事業者、ケーブルテレビ事業者の協力を得て、住民に対しリアルタイムな防災情報等の提供を行う体制の確保に努める。

ク 新たな情報伝達手段の整備

情報通信技術の動向を把握し、音声、文字等の多様な通信手段により情報伝達を行えるよう新たな情報通信技術の導入について検討し、情報伝達体制の整備を図る。

第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備

項目	担当（○主務）
1 避難行動要支援者に対する対応	○福祉部、自主防災組織、消防本部、消防団、警察
2 要配慮者全般に対する対応	○福祉部、対策本部事務局、健康こども部、市民生活部、シティプロモーション部、社会福祉施設
3 社会福祉施設等における防災対策	○福祉部、社会福祉施設

1 避難行動要支援者に対する対応

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、円滑に避難するために特に支援を要する住民等（以下「避難行動要支援者」という。）の支援体制を整備する。

（1）避難行動要支援者支援計画の整備

避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者支援に関する「成田市避難行動要支援者支援計画」と、災害時等の場合に避難行動要支援者のもとへ駆けつけ、避難支援ができる者（以下「避難支援者」という。）、避難先等を記載した「個別計画」（名簿・台帳）の整備を推進する。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10～13、第50条第2項及び第56条各項並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏えい防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、次に定めるとおりとする。

また、細目的な部分に関しては「成田市避難行動要支援者支援計画」に基づき対応する。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得る。

■避難行動要支援者名簿の提供先（避難支援等関係者）

- | | |
|----------|-------------|
| ○区・自治会 | ○成田市消防団 |
| ○自主防災組織 | ○成田警察署 |
| ○民生委員 | ○地域包括支援センター |
| ○成田市消防本部 | |

イ 避難行動要支援者の名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿の掲載範囲

- | |
|--------------------------------|
| ○療育手帳①、②の1、③の2、Aの1、Aの2の者 |
| ○精神障害者保健福祉手帳1級の者 |
| ○身体障害者手帳1、2、3級の者（内部障がい3級の者を除く） |
| ○介護保険の認定を受けている者 |
| ○65歳以上の独居の者 |
| ○上記の他、特に災害時の支援が必要と市長が認めた者 |

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している住民基本台帳及び要介護認

定情報、障害者手帳台帳等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿の記載事項

- | | |
|-------------------|---------------|
| ○氏名 | ○避難支援を必要とする事由 |
| ○生年月日 | ○名簿提供同意の有無 |
| ○性別 | ○区・自治会等 |
| ○住所 | ○民生委員 |
| ○電話番号（連絡先） | ○避難支援者 |
| ○その他必要があると認められる情報 | |

エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿を原則として年1回更新する。

名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については随時実施する。

オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図るとともに、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。

また、区・自治会、自主防災組織及び地域包括支援センターに名簿を提供する際は、覚書を取り交わす。

■情報漏えい防止に関わる避難支援等関係者への伝達事項

- | |
|-------------------------|
| ○災害対策基本法による守秘義務の認識と理解 |
| ○必要以上の名簿の複製の禁止 |
| ○施錠可能な場所への名簿の保管 |
| ○団体内部での名簿取扱い者の限定（団体の場合） |

カ 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、「避難準備・高齢者等避難開始」等の周知を図る。

避難勧告等の情報伝達は、複数の伝達手段を確保・活用し、情報を確実に伝達できる体制の整備に努める。次に情報伝達手段の一覧を示す。

■情報伝達手段

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による配信		○
市ホームページへの掲載		○

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行う。

ク 避難行動要支援者の個別計画の作成

市は、災害時の支援体制の充実を図るために、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の作成を推進する。

2 要配慮者全般に対する対応

東日本大震災においては、犠牲者の約6割を高齢者が占め、障がい者の割合についても、被災住民全体の死亡率の約2倍程度に上ったと推計されるなど、高齢者や障がい者など災害時に支援を要する人々の犠牲者が多かったことや、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、市は、要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

(1) 支援体制の確立

災害時における要配慮者への情報伝達や救助、避難誘導等は、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等による地域全体での支援が重要であるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制の確立に努める。

(2) 避難所等の整備

要配慮者が、避難生活を送るために必要な以下の資機材等の配備に努める。

■要配慮者のための避難所等の整備項目

- トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品の整備
- 障害特性に応じた障がい者用備品の整備
- ミルク、ほ乳瓶等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備
- 食物アレルギー対応食品の配備
- パーティション等の避難施設内のプライバシーの保護に必要な備品の整備

(3) 福祉避難室及び福祉避難所の確保

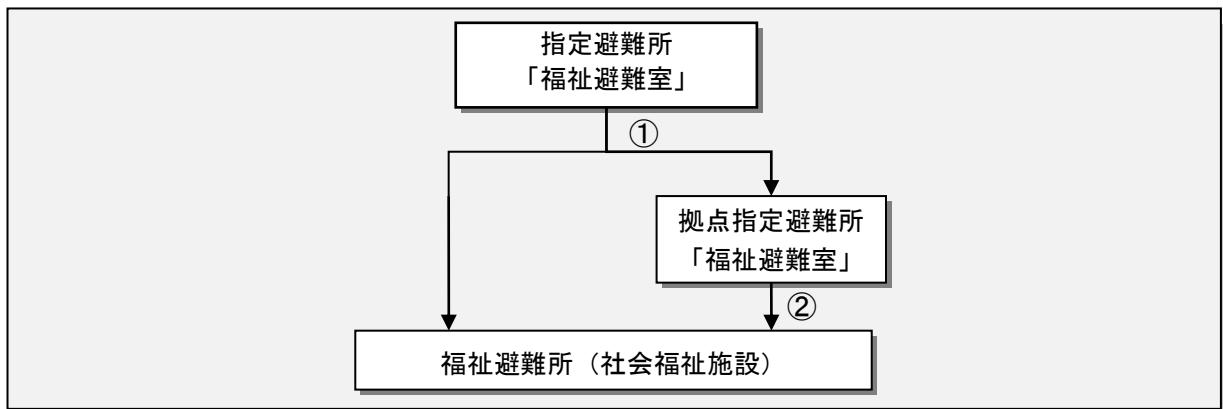
市は、指定避難所内に、要配慮者が滞在できるスペースとして福祉避難室（要配慮者用スペース）を整備する。

市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を確保するため、市の管理する公共施設や協定締結施設等を福祉避難所として指定する。また、協定締結施設と、平常時から要配慮者の受入れや運営方法について検討し、活動体制の整備に努める。

<資料編2-6 災害応援協定等一覧【福祉施設関連】>

<資料編7-2 福祉避難所一覧>

■指定避難所から福祉避難所への避難の流れ



- ①：指定避難所の福祉避難室で対応が困難な場合、要配慮者が必要とする支援の程度と福祉避難所の受入体制により、福祉避難所又は拠点指定避難所の福祉避難室へ移送する。
- ②：拠点指定避難所の福祉避難室で受け入れた要配慮者は、福祉避難所の受入体制に応じて、福祉避難所へ移送する。

(4) 防災知識の普及

市は、住民へ、避難手順、避難所、防災情報の入手先等を記載したパンフレットを配布し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけることで、住民の防災知識の普及に努める。

(5) 在宅高齢者等の安全確保

ア 緊急通報装置等の設置

在宅高齢者等の安全を確保するための緊急通報装置や聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

■設備設置に係る支援制度

- 緊急通報装置の設置 対象：65歳以上の高齢者世帯（日中独居を含む）
重度の心身障がい者のみの世帯（日中独居を含む）
- 住宅用火災警報器の給付 対象：65歳以上の高齢者世帯
重度の心身障がい者のみの世帯

イ 在宅難病患者等の安全確保

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(6) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

(7) 外国人への対応

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が、平常時から防災知識を得るために、多言語の防災マップ等を作成に努める。また、外国人が災害発生時に被害情報等入手するために、語学ボランティアの確保に努める。

3 社会福祉施設等における防災対策

市内の社会福祉施設等においては、被害を軽減するため、あらかじめ防災対策を立てるよう努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化及び避難確保計画等により施設自体の安全を確保する。また、ライフラインの停止に備え、飲料水、食料、医薬品等の備蓄、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等に必要な非常用自家発電装置の導入等に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定する。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害に関する基礎知識や災害時にとるべき行動等について、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

第11節 帰宅困難者等対策

項目	担当（○主務）
1 一斉帰宅の抑制	○対策本部事務局、シティプロモーション部、教育部、事業所
2 帰宅困難者の安全確保	○対策本部事務局、シティプロモーション部、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）、成田国際空港（株）

1 一斉帰宅の抑制

（1）基本原則の周知

市は、一斉帰宅行動の抑制のため、広報紙、ホームページ等の媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という震災発生時の基本原則の周知徹底を図る。

（2）安否確認手段の普及啓発

市は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、防災情報 Twitter・Facebook 等の SNS、IP 電話など、複数の安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

（3）事業者・学校等への啓発

市は、事業者・学校等に対して、施設内における従業員や教職員、児童、生徒等の一時的な待機を想定した食料や飲料水等の備蓄、家族を含めた安否確認手段のルール化等を促進する。また、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者の発生を想定した訓練の必要性について啓発する。

（4）観光客への啓発

帰宅困難者の中には観光客など周辺の地理に詳しくない者も多いと考えられることから、市は、外国人を含む観光客向けに、発災時の行動を示したパンフレットを作成し、啓発する。

（5）災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、九都県市首脳会議における協定締結により、災害時帰宅支援ステーションとなっている事業者について、認知度向上のための広報を実施する。

2 帰宅困難者の安全確保

市内滞留者における帰宅困難者、市外に通勤通学等で外出している住民の帰宅困難者はそれぞれ数万人を超えるものと予測される。また、市には、成田国際空港（株）が立地しているため、多くの帰宅困難者等の発生が懸念される。これら帰宅困難者の安全確保のための体制を整備する。

（1）関係機関との連携

多くの観光客が集まる市においては、地理に詳しくない観光客等に対して、発災時に適切な誘導等を行うことにより安全を確保する必要がある。このため、多数の帰宅困難者の発生が予想される JR 成田駅・京成成田駅周辺において、鉄道事業者、成田山新勝寺等をはじめとする関係機関で構成する「成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会」（以下「帰宅困難者等対策協議会」という。）を設置し、帰宅困難者対策における連携を図る。

また、発災時に空港機能が停止した場合、成田国際空港（株）において多くの空港利用者が帰宅困難者となることが予想されることから、成田国際空港（株）をはじめとする関係機関との連携を図る。

(2) 情報連絡体制の整備

帰宅困難者等対策協議会は、鉄道機関を軸とした情報連絡網の作成、連絡手段の確保、連絡内容の様式等の作成に努める。市は、協議会及び成田国際空港（株）等と連携し、情報連絡体制を整備する。

(3) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者等対策協議会は、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の確保や、受入方法・運営方法・誘導方法のルール化に努める。

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、事前に協定や覚書等を締結することにより、一時滞在施設の確保に努める。

また、市は、施設における情報提供手段や物資の備蓄のあり方等について検討し、一時滞在施設としての機能向上に努める。

<資料編2-5 災害応援協定等一覧【避難所等関連】>

<資料編7-3 一時滞在施設一覧>

第12節 大規模事故対策

本節は、市域において発生が懸念される大規模事故の予防対策について定めたものである。

災害の範囲は、大規模火災、林野火災、危険物等事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故及び放射性物質事故（原子力施設事故含む）とする。

本節に定められていないものについては、「共通編 第2章 災害予防計画」の規定に準ずるものとする。

また、応急対策については、原則としてそれぞれの事故の原因者が実施するものとするが、市及び関係機関の対応については、「災害応急対策編 第3章 大規模事故対策計画」に記載した。

項目	担当（○主務）
1 大規模火災対策計画	○都市部、○消防本部、消防団、事業所
2 林野火災対策計画	○消防本部、教育部
3 危険物等事故対策計画	○消防本部、事業所
4 航空機事故対策計画	○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等
5 鉄道事故対策計画	○鉄道事業者、土木部
6 道路事故対策計画	○土木部、各道路管理者等、輸送事業者
7 放射性物質事故対策計画	○環境部、対策本部事務局、消防本部、健康こども部、福祉部、教育部、県、国、関係市町村、警察、（公社）印旛市郡医師会、放射性物質取扱事業所等
8 大規模停電事故災害対策計画	○対策本部事務局、土木部、経済部、○東京電力パワーグリッド（株）、警察、県、通信事業者、鉄道事業者

1 大規模火災対策計画

（1）建築物不燃化の促進

建築物不燃化の促進については、「共通編 第2章 第6節 3 建築物不燃化の促進」に準ずる。

（2）都市の延焼防止対策の推進

都市の延焼防止対策の推進については、「共通編 第2章 第6節 4 防災空間の整備・拡大」、「共通編 第2章 第6節 5 市街地の整備」に準ずる。

（3）防火対策の推進

ア 火災予防査察

消防本部は、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じるとともに、必要に応じ防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

■予防査察の主眼点

○消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われていること。また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基

準どおり設置・維持管理されていること。

- 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されていること。
- コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されていること。
- スーパーマーケット・旅館等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないこと。
- 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、火災予防条例に違反していないこと。
- その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

イ 多数の者を収容する建築物の防火（防災）対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火（防災）管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

■消防計画に基づく防火（防災）対策項目

- 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- 消火、通報、避難等の訓練の実施
- 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- 従業員等に対する防災教育の実施

ウ 大規模・高層建築物の防火対策

成田駅周辺や成田国際空港周辺等に立地するホテル等の大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるため、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「イ 多数の者を収容する建築物の防火（防災）対策」に加え下記事項について指導する。

■大規模・高層建築物の防火（防災）対策項目

- 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ・ 高水準消防防災設備の整備
 - ・ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ・ 防災センターの整備
- 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

エ 文化財の防火対策

成田山新勝寺等市固有の歴史的、学術的価値の高い文化財建造物は、木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいことから、以下の火災予防に関する取組を進める。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡回と監視を行うとともに、環境を整備し、危

険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。

日常的な措置については、防火管理者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年6月18日の「成田市文化財保護デー」や春季・秋季の火災予防運動期間に、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力の基に文化財建物の消火訓練を行う。

(4) 消防力の整備

消防力の整備については、「共通編 第2章 第6節 2 消防力の強化」に準ずる。

(5) 住民等の防災・防火対策の強化

ア 防災広報の充実

大規模火災を未然に防ぐとともに、被害を最小限にするためには、住民一人ひとりの防火・防災知識を高めることが必要であり、住民に対し火災の知識や災害時の適切な行動等災害知識の普及啓発に努める。

なお、災害知識の普及に当たり、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料を作成するなどして広報の充実に努める。

イ 住宅防火対策

住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等のために、以下の活動を行う。

■住宅防火対策項目

- 住宅用防災機器等の展示
- 講演会の開催
- 普及啓発用パンフレットの作成

2 林野火災対策計画

(1) 広報宣伝

ア ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

広報紙、防災行政無線、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットや新聞等を利用し、林野火災予防に対する住民意識を喚起する。

イ 学校教育による指導

自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(2) 法令による規制

ア 市条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、火災予防条例第29条）

住民に対し、火災警報発令下における禁止事項の周知徹底を図る。

イ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 消防施設の整備等

ア 消防水利の整備等

① 防火水槽の設置

市内防火水槽の整備計画に則り、主な林野周辺に防火水槽を配備する。

② 資器材の配備

自然水利を活用するために、ディスク型ストレーナ等を各消防車両に配備する。

イ 防ぎよ機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防ぎよ機器等を整備、点検しておく。

ウ 防災訓練の実施

適宜、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

3 危険物等事故対策計画

(1) 関係法令の遵守

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の取扱い及び取締まりは、下記の法令により定められており、これを遵守する。

■法令に基づく危険物等の区分

区分	法令	対象となる主な施設
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令	危険物施設には、化学工場等の製造所、石油タンク、タンクローリー、ガソリンスタンド等が含まれる。
高圧ガス	高圧ガス保安法	高圧ガス取扱事業所には、石油化学等コンビナート製造事業所、LPガス製造事業所、LPガススタンド、天然ガススタンダード、LPガス充填所等が含まれる。
火薬類	火薬類取締法	火薬類取扱事業所には、火薬類製造会社、工事現場の火薬庫が含まれる。
毒物劇物	毒物及び劇物取締法	農薬や塗料、その他危険な化学薬品の製造・輸入販売に関する事業所等が含まれる。

(2) 事業所等における防災体制の整備

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備する。

ア 危険物取扱事業所

消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その規模に応じ、以下の人員を配置する。

■危険物取扱事業所における組織編成

危険物保安監督者の選任	「危険物の規制に関する政令」（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
危険物保安統括管理者の選任	危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
危険物施設保安員の選任	危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

■危険物取扱事業所予防対策

事業所等の自主的保安体制の確立	各事業所等は、火災、爆発等の事故の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
住民安全対策の実施	大規模な危険物施設を有する事業所等は、住民に対する安全を図るために、防火壁等の設置を検討する。

イ 高圧ガス取扱事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

■危険物取扱事業所における予防対策

防災組織の確立	防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
通報体制の確立	事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
緊急動員体制の確立	大規模事故を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
相互応援体制の確立	事業所だけでは対応できない大規模事故が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
防災資機材の整備	防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
保安教育の実施	従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

ウ 火薬類取扱い事業所等

火薬類取扱い事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

■火薬類取扱い事業所における予防対策

警戒体制の整備	火薬類関係施設に事故等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
防災体制の整備	事故発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
安全教育の実施	従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
防災訓練の実施	取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

エ 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

毒物劇物製造業者及び輸入業者等は、次に掲げる予防対策を行う。

■毒物劇物製造業者及び輸入業者等における予防対策

毒物劇物取扱責任者の設置	毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。
管理体制の整備	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
施設の保守点検	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。
教育訓練の実施	毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(3) 消防本部における防災対策

消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、

法令に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。また、以下の予防対策を実施する。

■消防本部における予防対策

危険物施設の把握と防ぎよ計画の策定	危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防ぎよ計画を策定する。
監督指導の強化	危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。
消防体制の強化	消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

4 航空機事故対策計画

航空機事故対策計画は、航空機災害が発生した場合に備え、事前に成田国際空港(株)、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等の緊急連絡体制・活動内容・相互調整等を整備し、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

また、成田国際空港の更なる機能強化を見据え、空港及び空港周辺における航空機事故対応の更なる強化、関係機関との連携強化のため、成田国際空港(株)や消防機関、警察機関、自治体等の関係機関による「成田国際空港航空災害対策協議会」を設置し、空港及び空港周辺での航空機災害に対応する「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」を策定する。

(1) 航空機事故に関する協定

市は、成田国際空港(株)、周辺市町村等と協定を締結し、消火救難活動の実施や被害の防止又は軽減を緊密な協力の下で行う。

<資料編2-1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】>

<資料編2-8 災害応援協定等一覧【その他支援協定】>

(2) 関係機関と連携した防災組織体制の整備

航空機災害が発生した場合に適切な防災活動を行うため、市内の防災組織の整備及び強化を以下の組織ごとに総合的に進める。

ア 市

航空機災害については、市、成田国際空港(株)、航空機災害に係る航空会社等多くの関係機関との連携の中で対応する必要があるため、平常時から、関係機関どうしの情報連絡や広報に関する整備に努める。

イ 防災関係機関

防災関係機関は、非常事態発生時における応急対策実施のための機能改善に努め、必要な組織あるいは対応窓口等を整備する。

ウ ボランティア

航空機災害は、住民及び外国人も含む搭乗者が被災し、迅速な被災者の捜索、救出、救護等が必要なことから、災害時に市、防災関係機関の活動を支援するボランティア活動に対する体制の強化を図る。

(3) 情報収集、連絡体制の整備

航空機災害対策の応急対策活動で重要な活動は、市と県、成田国際空港(株)、周辺市町

村等関係機関との間での情報の収集及び連絡体制である。このため、県における通信設備の適切な運用と市の通信設備等の整備及び連携を図る。

(4) 協力、応援体制の整備

市、成田国際空港（株）、航空会社、防災関係機関、官公庁等が協力し、災害時に迅速に対応できる協力、応援体制づくりに努める。

(5) 捜索、救助、緊急医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救急救助用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるほか、迅速な医療活動実施のための応急医療及び救護体制を整備する。

(6) 航空機災害対処訓練の実施

大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した航空機災害対処訓練を定期的・継続的に実施する。また、大規模な航空機災害への対応能力の向上に努める。

5 鉄道事故対策計画

(1) 各事業者による予防対策

鉄道事業法等で定められている充足すべき構造基準に基づき、鉄道事業者は、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保について、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

(2) 市による予防対策

市は、鉄道事業者等関係機関と連携し、鉄道事故に関する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

6 道路事故対策計画

(1) 道路構造物の被災の予防

東関東自動車道や国道51号等交通量の多い市内の幹線道路については、道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において以下の措置を講ずる。

ア 道路の危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

■道路の危険箇所の把握・改修

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者*	○管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路事故に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 ○危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保する

実施項目	実施者	実施内容
		ため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 ○災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者*	○異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	○市道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 ○土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	○土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

* 道路管理者：市、国土交通省、千葉県、東日本高速道路（株）などをいい、機関によっては実施内容が異なる。（以下本節内において同じ。）

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

（2）危険物等を積載する車両事故等の予防

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずるべき措置を記載した書面を携帯する。

なお、東関東自動車道における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から、平成12年3月に、事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進する。

7 放射性物質事故対策計画

（1）市内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

（2）情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と連携し、国、関係市町村、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

（3）通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線

等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携を確保する。

また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

(4) 応急活動体制の整備

ア 市の活動体制

市は、県と連携し、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう整備を行う。

イ 防災関係機関の連携体制

市は、県と連携し、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識が必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図る。

また、市は、県が整備する近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制に協力する。

ウ 広域応援体制の整備への協力

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、市は、県が他都県との応援協定等に基づき整備する広域応援体制に協力する。

エ 防護資機材等の整備

市、県、警察、放射性物質使用事業者は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

(5) 放射線モニタリング体制整備への協力

ア 平常時における環境放射線モニタリング実施への協力

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。市は、これに必要な協力をう。

イ 放射線測定器等の整備

市は、県に準じて、平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

(6) 緊急時被ばく医療体制整備への協力

市は、緊急時被ばく医療体制を整備するため、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備し連携を強化する。

(7) 退避誘導体制の整備

ア 市の退避避難誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から自治会、自主防災組織等の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

イ 防災関係機関の退避避難誘導体制の整備

警察は、市職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行う。この場合、警察は直ちにその旨を市へ通知する。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市が現場にいない場合に限り、市の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市へ通知する。

道路管理者は、警察及びほかの道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

(8) 広報相談体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民からの問合せに係る窓口の設置や、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育に努める。

イ 住民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

ウ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練に努める。

8 大規模停電事故災害対策計画

(1) 設備・備蓄の整備

ア 指定避難所

市は、指定避難所においても、停電の影響を受け、避難者の受入体制が不十分になる可能性があるため、太陽光発電設備、非常用発電機、蓄電池など、停電の際に電力供給が可能な設備・機器の整備を進めるよう努める。

また、避難者の通信手段を確保するため、指定避難所へ災害時用公衆電話を設置するほか、携帯電話・スマートフォン等の充電に対応できる機器の整備等を進める。

さらに、夏冬の際の停電に備え、常設の電源設備にとらわれない冷暖房設備の整備に努める。

イ その他

東京電力パワーグリッド（株）は、倒木発生に備え、高所作業車やパトロールカーの配備等を進める。

(2) 市管理施設敷地内・街路上の倒木対策

市は、市管理施設敷地内・街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採する。

市と東京電力パワーグリッド（株）は、街路上の倒木発生等による交通規制が発生した際の情報共有・広報体制を整える。

(3) 関係機関との連携

ア 警察

信号滅灯時の非常用電源活用による信号の復旧や手信号による交通整理等の体制整備を検討するとともに、市との連携体制の確保に努める。

イ 県企業局

停電による断水が発生することが想定されるため、市域における給水支援の体制の整備に努める。

ウ 東京電力パワーグリッド（株）

停電状況の情報を収集し、また、早期に停電を復旧させるため、倒木処理等につき締結した協定に基づき、連携体制を強化するよう努める。

また、電源車の配備や、他地区の電力会社からの受援体制の整備に努める。

エ 通信事業者

固定電話及び携帯電話の不通状態を早期に解消するため、通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車の配備等が可能になるよう体制の整備をする。

オ 鉄道事業者

停電発生時の運行情報等につき、関係機関に情報提供が可能となるよう体制の整備をする。

(4) 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化

ア 停電により生じ得る危険

停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。

- ① 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。例：在宅医療における酸素ボンベ等）
- ② 熱中症・低体温症等
- ③ 車中泊等によるエコノミークラス症候群
- ④ ロウソク等使用による失火
- ⑤ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）
- ⑥ 信号滅灯等による交通事故
- ⑦ 給水ポンプ停止による断水（井戸・高層住宅等）
直結給水栓（散水栓等）や非常用給水栓が設置されている場合は、停電時でも活用できる場合がある。
- ⑧ 断水解消後の濁り水

イ 市からの広報等入手する手段の事前確保

停電時は、平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。また、停電発生時の情報伝達・共有の方法として、自治会、自主防災組織、民生委員、避難所運営委員会等により、行うことを検討する。

なお、市からの広報は、次のうちから必要に応じて選択して発信する。

- ① 防災行政無線
- ② 市ホームページ
- ③ なりたメール配信サービス、緊急速報メール
- ④ SNS

ウ 所有物の飛散による電線の破線等の防止

所有物の飛散による電線の破線等を防止するため、台風・突風・暴風等が予想される時は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内に移動したり、屋外で固定したりするなどして、事前に飛散防止対策をとるよう努める。

エ 備蓄の確保

家庭や事業所等における備蓄については、「災害応急対策編 第1章 第7節 4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備」に準じ、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要となる物資を最低3日（7日分を推奨）の備蓄に努める。

なお、停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。

①携帯電話・スマートフォン用充電器及びモバイルバッテリー

停電発生により、通信手段の確保をする必要があるため、携帯電話・スマートフォン用の充電器やモバイルバッテリー（携帯型予備電源）等を備蓄するよう努める。乾電池を使用するタイプのものが一層望ましい。

②水・給水袋等

停電による断水が想定されるため、生活用及び飲料用の水の確保に努める。

また、給水支援を受けるための給水袋や容器等の備蓄に努める。

③LEDランタン・懐中電灯・ヘッドライト

夜間の身の安全の確保や良好な生活環境の確保のため、LEDランタン・懐中電灯・ヘッドライトなど用途に応じた照明器具の備蓄に努める。

なお、二次被害の防止のため、ロウソク等を使用することは、可能な限り避け、止むを得ない場合は、失火に十分注意する。

④自動車等の燃料

停電発生により、ガソリンスタンドが閉鎖する可能性があるため、台風等事前に停電が発生することが想定される場合は、燃料の確保に努める。

⑤発電機等

停電時に非常用電源として活用するため、発電機の備蓄に努める。

特に、電源喪失により生命の危険に直結するような機器等を使用している場合、可能な限り備蓄に努めること。

（5）森林所有者等の停電対策

森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち・間伐・伐採などの適切な管理に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 住民生活安定のための緊急措置

項目	担当(○主務)
1 被災者支援に関する情報提供等	○財政部、○市民生活部、県
2 税等の減免等	○財政部、県
3 災害弔慰金の支給等	○福祉部
4 生活福祉資金の貸付け	○(福)成田市社会福祉協議会
5 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
6 雇用の確保	○経済部、千葉労働局・公共職業安定所
7 公共料金の特例措置	各公共機関
8 災害公営住宅の建設等	○土木部、県
9 災害応急資金の融資	○経済部、県
10 義援金品の保管及び配分	○福祉部、経済部、指定金融機関、日本赤十字社千葉県支部
11 被災者生活再建支援金の支給	○福祉部、県、被災者生活再建支援法人
12 災害相談の実施	○市民生活部

1 被災者支援に関する情報提供等

財政部は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

市民生活部は、市各部の協力を得て、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

被災者台帳の作成に当たり、県が支援を実施した場合にあっては、県に対して被災者支援に関する情報提供を要請し、情報の一元的な管理に努める。

被災者台帳の詳細については「災害応急対策編 第1章 第3節 4 (5) 被災者台帳の作成・活用」を参照のこと。

2 税等の減免等

(1) 市税等の減免等

財政部は、被災者に対し地方税法及び市税条例、介護保険条例により、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付若しくは納入することができないときは、納税期限を延長する。

イ 徴収猶予

① 災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付又は納入することができないときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

② 介護保険料について、市長は、災害により保険料の納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期限に限って、その徴収を猶予することができる。（成田市介護保険条例第9条）

ウ 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等を講ずる。

エ 保育所運営費保護者負担金等の減免

災害、死亡等により保護者が保育料を負担する資力がないと市長が認めたときは、これを減免することができる。

オ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講ずる。

（2）国税、県税等の減免等

国、県は、被災者に対し法令及び県条例の規定により、税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した措置をとる。

3 災害弔慰金の支給等

（1）災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた条例等により、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

（2）災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた条例等により、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

（3）成田市災害見舞金等

「成田市災害見舞金等支給規則」により、災害見舞金等を支給する。

（4）災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 生活福祉資金の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

5 郵便物の特別取扱い等

災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

■郵便物の特別取扱い等

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付
- 被災者が差し出す郵便物及び被災地にて救助用郵便物の料金免除の実施
- 災害時における窓口業務の維持
- (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があつた場合の取扱い

6 雇用の確保

(1) 就業のあっせん等の雇用対策等

就業のあっせん等の雇用対策は、千葉労働局が被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて以下のとおり行う。

なお、被災により失業の認定日に出向いて行くことの出来ない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

■就業のあっせん

- 災害による離職者の把握
- 被災状況を勘案のうえ、就業のあっせん
- 離職を余儀なくされた被災者の早期再就職促進のための措置（臨時職業相談窓口の設置及び巡回職業相談の実施）

(2) 市の措置

経済部は、災害による離職者を把握し、県に報告するとともに、必要と認めた場合は、公共職業安定所と連携して臨時職業相談窓口の開設や、巡回職業相談等を県に要請する。

7 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金の支払いについて特例措置をとる。

8 災害公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

土木部は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取若しくは被災者へ転貸するために借上げる。対応が困難な場合は、県に支援を要請する。

(2) 市営住宅等公営住宅の空き家の活用

土木部は、市営住宅等公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

9 災害応急資金の融資

県は、災害により被害を受けた中小企業者及び農林漁業者に対し、災害復旧に必要な資金の融資を行うこととなっている。経済部は、融資が円滑に行われるよう努める。

(1) 中小企業への融資等

災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

(2) 農林者への融資資金等

農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度等について周知する。

10 義援金品の保管及び配分

住民、県及び関係機関等から寄せられた義援金品は、受入れ、保管等必要な手続きを行った後に適正に配分する。

(1) 義援金品の受入れ

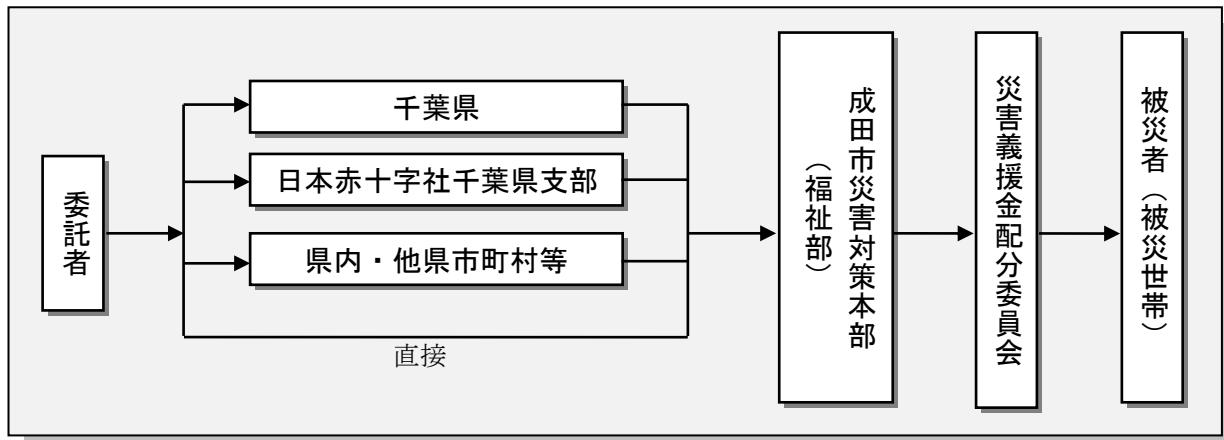
住民、県、日本赤十字社千葉県支部等からの義援金は、福祉部が受け付け、受領する。受け付時には領収書を発行し、その写しをとる。受け付けた義援金は、福祉部が管理し、金銭出納簿に記入の上、指定金融機関に一時預託する。

義援品は、経済部が事業所・団体のみに限定し受け付け、管理する。原則として、個人からの義援品の受け付けはしない。

(2) 義援金の配分

福祉部は、義援金の配分基準を被害状況に応じて算出し、災害義援金配分委員会を設け協議の上、公正に配分する。

■義援金配分の流れ



11 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に「被災者生活再建支援金」を支給する。

福祉部は、支援金を迅速かつ円滑に支給できるよう県、県から支給金の支給に関する事務を委託されている（公財）都道府県センターと連携を密にし、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

（1）制度の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
(合併した年と続く5年間の特例措置)

（2）制度の対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（3）支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

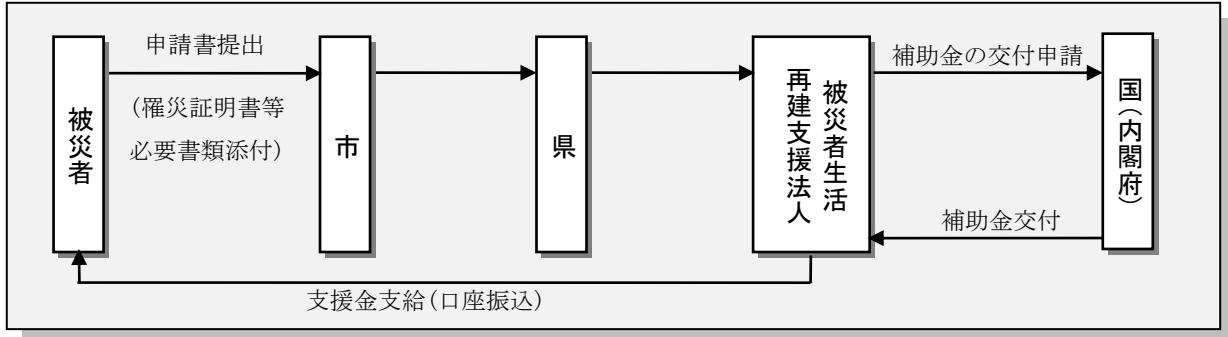
住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借したあと、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

支援金の支給手続きは以下のとおりであり、被災者は市に申請を行う。

■支援金の支給手続き



12 災害相談の実施

市民生活部は、引き続き相談窓口において行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅の入居申請、医療相談、生活相談等、市役所の実施する災害対策業務の受付、案内を行う。

第2節 生活関連施設の復旧事業

項目	担当（○主務）
1 災害復旧事業	市各部、他水道事業体、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、各通信事業者、各道路管理者
2 国の財政援助等	市各部

1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

災害復旧事業又はその他関係事業に要する費用は、別の法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行う。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は以下のとおりである。

（1）法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は以下のとおりである。

■財政の援助を行う法律及びその対象となる事業

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業

法律	補助を受ける事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
壳春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

（2）激甚災害にかかる財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興作業を迅速かつ円滑に実施する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）があり、この基準により指定を受ける。

また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する部長は、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。

第3節 災害復興計画

1 復興まちづくり

市が甚大な被害を受けた場合、再び災害による同様の被害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、住民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。

(1) 災害復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるとときは、災害復興本部を設置する。

(2) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷や PTSD 等、被災者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面での支援を実施する。

(3) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(4) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住宅の復興を支援する。

(5) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から

支援する。

2 特定大規模災害時の措置

「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年6月21日法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する市職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。